

# 官報 号外

昭和五十二年十二月九日

## ○第八十三回 参議院會議録第二号

昭和五十二年十二月九日(金曜日)

午前十時三分開議

### ○議事日程 第二号

昭和五十二年十二月九日

午前十時開議

第一 船員の雇用の促進に関する特別措置法案(衆議院提出)

第二 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特定不況業種離職者臨時措置法案(衆議院提出)

第四 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(衆議院提出)

第五 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

一、豪雪地帯対策審議会委員、離島振興対策審議会委員及び台風常襲地帯対策審議会委員の選挙

一、日程第一より第五まで

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続する件

### ○議長(安井謙吉) これより会議を開きます。

この際、

豪雪地帯対策審議会委員、

昭和五十二年十二月九日 参議院會議録第二号

### ○議長(安井謙吉) 離島振興対策審議会委員、

台風常襲地帯対策審議会委員各一名の選挙を行います。

○速原要君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○久保亘君 私は、ただいまの速原君の動議に賛成いたします。

○議長(安井謙吉) 速原君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。よって、議長は、豪雪地帯対策審議会委員に佐々木清君を、

離島振興対策審議会委員に中村領二君を、台風常襲地帯対策審議会委員に林道君を、それぞれ指名いたします。

○議長(安井謙吉) 日程第一 船員の雇用の促進に関する特別措置法案(衆議院提出)

日程第二 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長内田善利君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

豪雪地帯対策審議会委員、離島振興対策審議会委員及び台風常襲地帯対策審議会委員の選挙

別措置法案外一件

船員の雇用の促進に関する特別措置法案  
右の本院提出案をここに送付する。  
昭和五十二年十二月七日

衆議院議長 保利 茂  
参議院議長 安井 謙殿

### 目次

船員の雇用の促進に関する特別措置法案

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 就職促進給付金(第三条、第六条)

第三章 船員雇用促進センター(第七条、第十五条)

第四章 罰則(第十六条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等により離職を余儀なくされる船員の数が増大していること等の状況にかんがみ、船員の雇用の促進に必要措置を講ずることにより、船員の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「船員」とは、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員をいう。

第二章 就職促進給付金 (就職促進給付金) 第三条 政府は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等による事業の規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた船員であつて再び船員とならうとするものの就職を容易にし、及び促進するため、求職者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金(以下「就職促進給付金」という。)を支給することができる。

一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 就職促進給付金の支給を受けることができる者の範囲その他就職促進給付金の支給に関し必要な基準は、運輸省令で定める。

3 前項の基準の作成及びその運用に当たつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、船員の就職が促進されるように配慮しなければならない。

(譲渡等の禁止) 第四条 就職促進給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止) 第五条 租税その他の公課は、就職促進給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として、課することができない。

(報告の徴収) 第六条 海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局長をいう。)は、就職促進給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

第三章 船員雇用促進センター (指定) 第七条 運輸大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業(以下「船員雇用促進等事業」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところ

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 就職促進給付金の支給を受けることができる者の範囲その他就職促進給付金の支給に関し必要な基準は、運輸省令で定める。

3 前項の基準の作成及びその運用に当たつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、船員の就職が促進されるように配慮しなければならない。

(譲渡等の禁止) 第四条 就職促進給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止) 第五条 租税その他の公課は、就職促進給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として、課することができない。

(報告の徴収) 第六条 海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局長をいう。)は、就職促進給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

第三章 船員雇用促進センター (指定) 第七条 運輸大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業(以下「船員雇用促進等事業」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところ

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 就職促進給付金の支給を受けることができる者の範囲その他就職促進給付金の支給に関し必要な基準は、運輸省令で定める。

3 前項の基準の作成及びその運用に当たつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、船員の就職が促進されるように配慮しなければならない。

(譲渡等の禁止) 第四条 就職促進給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止) 第五条 租税その他の公課は、就職促進給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として、課することができない。

(報告の徴収) 第六条 海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局長をいう。)は、就職促進給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

第三章 船員雇用促進センター (指定) 第七条 運輸大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業(以下「船員雇用促進等事業」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところ

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 就職促進給付金の支給を受けることができる者の範囲その他就職促進給付金の支給に関し必要な基準は、運輸省令で定める。

昭和五十二年十二月九日 参議院會議録第二号

船員の雇用の促進に関する特別措置法案外一件

により船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が第十五条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者でないこと。

三 申請者の役員のうち、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものがないこと。

四 申請者の役員のうち、三年の懲役又は禁錮の刑以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることなくつた日から二年を経過していない者がいないこと。

2 運輸大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者(以下「船員雇用促進センター」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 船員雇用促進センターは、その名称、住所又は事務所所在地を變更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 運輸大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(船員雇用促進等事業)

第八条 船員雇用促進センターは、船員の雇用の促進等を図るため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 船員に係る求人の開拓その他船員の職域の開拓及び船員の就職の奨励を行うこと。

二 船員の知識又は技能の習得及び向上のための訓練(以下「技能訓練」という。)を行うための施設の設置及び運営並びに事業主その他の者の行う技能訓練の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、船員の雇用の促進及び安定のために必要な事業を行うこと。

と。

(船員職業安定法の適用除外等)

第九条 船員職業安定法第三十三条の規定は、船員雇用促進センターについては適用しない。

2 船員職業安定法第十六条から第二十一条までの規定は、船員雇用促進センターの行う船員職業紹介について準用する。

(事業計画等)

第十条 船員雇用促進センターは、毎事業年度開始前に(第七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 船員雇用促進センターは、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第十一条 船員雇用促進センターの役員を選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 運輸大臣は、船員雇用促進センターの役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分違反する行為をしたとき、又はその在任により船員雇用促進センターが第七条第一項第三号若しくは第四号に掲げる要件に適合しなくなるときは、船員雇用促進センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密の保守)

第十二条 船員雇用促進センターの船員雇用促進等事業に従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、船員雇用促進等事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補助)

第十三条 国は、予算で定める金額の範囲内において、船員雇用促進センターに対し、船員雇用促進等事業に要する費用の一部を補助することができる。

(監督命令)

第十四条 運輸大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、船員雇用促進センターに対し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消)

第十五条 運輸大臣は、船員雇用促進センターが次の各号の一に該当するときは、第七条第一項の指定を取り消すことができる。

一 船員雇用促進等事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第十一条第二項又は前条の規定による処分に違反したとき。

2 運輸大臣は、前項の規定により第七条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四章 罰則

第十六条 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

(就職促進給付金に関する特別措置)

2 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)第二条第一項の特定不況業種(以下「特定不況業種」という。)に係る業務に従事していた船員であつて当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもの(同法の施行の日(以下「施行日」とい

う。)において同条第三項の特定不況業種事業主に該当することとなつた事業主が施行日前に実施した当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い、昭和五十二年十二月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた船員を含む。(この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに離職した者に限る。)のうち、特定不況業種離職者臨時措置法第十条の特定不況業種離職者求職手帳の発給の要件を参酌して運輸省令で定める基準に適合する者に係る第三条の規定による就職促進給付金の支給については、同法の規定による給付金等の支給の例に準じて特別の措置(技能訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当の支給を含む。)を講ずるものとする。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一億七千万円の見込みである。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年十二月七日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部改正

第一条 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の次に次の二条を加える。  
(貨率等の決定の特例)

第十条の二 当分の間、鉄道の普通旅客運賃の貨率、航路の普通旅客運賃又は車扱貨物運賃の貨率は、第三条第一項、第四条又は第七条第二項の規定にかかわらず、運輸大臣の認可を受けて日本国有鉄道が定める貨率又は運賃による。

2 日本国有鉄道の一の事業年度の決算における繰越欠損金の額が、昭和五十一年十一月五日に日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十四条の五の政令で定められた債務の昭和五十一年三月三十一日における未償還元金の合計額に相当する額を超えないこととなつたときは、当該決算の完結後、前項の規定により新たな貨率又は運賃を定めることはできないものとする。

第十条の三 前条第一項の規定により貨率又は運賃を定めることができる間においては、運輸大臣は、同項の貨率若しくは運賃又は第九条の一の運賃若しくは料金(以下「貨率等」という。)の認可をしようとするときは、当該認可に係る新たな貨率等の実施の日の属する日本国有鉄道の事業年度(以下「実施年度」という。)において実施されるすべての新たな貨率等(等の実施による収入の増加見込額の総額が、実施年度の日本国有鉄道の経費の増加見込額を超えないように、これをしなければならぬ)。

2 前項の新たな貨率等の実施による収入の増加見込額は、新たな貨率等が実施年度の初日から末日まで実施されるとした場合における実施年度の収入の見込額から、新たな貨率等の実施により廃止される貨率等が実施年度の初日から末日まで実施されたとした場合における実施年度の収入の見込額を控除して得た額とする。

3 第一項の実施年度の日本国有鉄道の経費の

増加見込額は、実施年度の前事業年度(以下単に「前事業年度」という。)の日本国有鉄道の経費の額に物価等変動率(日本国有鉄道の経費の変動に影響する物価及び賃金の変動を示す指標として、政令で定めるところにより、実施年度の初日の属する年の前年及び前々年の卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数を基礎とし、日本国有鉄道の経費の構成を勘案して算定される率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額から、前事業年度の日本国有鉄道の経費の額(前事業年度において実施された新たな貨率等がなかつた場合又はこれに準ずるものとして政令で定める場合は、実施年度の前々事業年度の日本国有鉄道の経費の額)を控除して得た額とする。この場合において、前事業年度の決算が完結していないときは、実施年度の前々事業年度の日本国有鉄道の経費の額に物価等変動率を乗じて得た額を前事業年度の日本国有鉄道の経費の額とする。

4 第一項及び前項の日本国有鉄道の経費は、日本国有鉄道法第三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらの業務に係る同項第五号に掲げる業務に係る日本国有鉄道の経費に限るものとする。  
(日本国有鉄道法の一部改正)

第二条 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。  
第六条第一項を次のように改める。  
日本国有鉄道は、他の法律に定めるもののほか、その業務の運営に必要がある場合又はその財政上必要がある場合には、運輸大臣の認可を受けて、日本国有鉄道の委託によりその業務の一部を行う事業、その運送事業と密接に関連する運輸に関する事業、その所有する施設又は土地の高度利用に資する事業及びその営業線の利用の促進に資する事業に投資することができる。

第五十四条の十中「ときは、」の下に「日本国有鉄道に対し、国の予算の範囲内において必要な資金を無利子で貸し付けることができるものとし、及び」を加える。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律中、第一条及び次項の規定は昭和五十三年三月三十一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。  
(経過措置)  
2 鉄道の普通旅客運賃の貨率、航路の普通旅客運賃及び車扱貨物運賃の貨率については、第一条の規定による改正後の国有鉄道運賃法附則第十条の二第一項の規定により定められた貨率又は運賃が実施されるまでの間は、なお従前の例による。

〔内田善利君登壇、拍手〕  
○内田善利君 たいだいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。  
まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法案は、衆議院運輸委員長提出によるものでありまして、海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の變化等により離職を余儀なくされる船員の数が増大していること等の状況にかんがみ、船員の職業及び生活の安定に資するため、新たに就職促進給付金を支給することができるとし、特定不況業種に係る離職船員については、特定不況業種離職者臨時措置法による支給の例に準じて特別の措置を講ずることとするともに、船員に係る求人の開拓等船員雇用促進等事業を適正かつ確実に行うことができる者を船員雇用促進センターとして指定することができることとし、これに対し国の助成を行う等、船員の雇用の促進に必要なる措置を講じようとするものであります。

第五十四条の十中「ときは、」の下に「日本国有鉄道に対し、国の予算の範囲内において必要な資金を無利子で貸し付けることができるものとし、及び」を加える。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律中、第一条及び次項の規定は昭和五十三年三月三十一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。  
(経過措置)  
2 鉄道の普通旅客運賃の貨率、航路の普通旅客運賃及び車扱貨物運賃の貨率については、第一条の規定による改正後の国有鉄道運賃法附則第十条の二第一項の規定により定められた貨率又は運賃が実施されるまでの間は、なお従前の例による。

次に、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、その経営の健全性の確立を図るため、貨率等の決定について臨時の特例を定め、あわせて、日本国有鉄道の投資の対象となる事業の範囲を拡大する等の措置について定めようとするものであります。その主なる内容は次のとおりであります。  
まず、国有鉄道運賃法の改正内容について申し上げます。

が、その詳細は会議録により御承知願います。  
質疑を終わりに、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、右の間中、国有鉄道運賃法の規定により、貨率等について運輸大臣が認可しようとするときは、一の事業年度において実施されるすべての新たな貨率等の実施による平年度収入の増加見込み額の総額が当該年度の国鉄の経費の増加見込み額を超えないものとするものであります。

第三に、いわゆるたな上げ措置により特定債務とされたものを除いて国鉄の累積赤字が解消されたときは、右の措置により新たな貨率等を定めることはできないこととするものであります。

次に、日本国有鉄道法の改正内容について申し上げます。  
第一に、国鉄の投資対象事業の範囲を拡大し、国鉄の委託によりその業務の一部を行う事業、国鉄の所有する施設または土地の高度利用に資する事業及びその営業線の利用促進に資する事業を追加することとするものであります。

第二に、政府は、国鉄の経営の健全性の確立の

ため必要があると認めるときは、国鉄に対し、無  
利子貸し付けを行うことができることとするもの  
であります。

なお、本家中、国有鉄道運賃法の改正に係る規  
定については、昭和五十三年三月三十一日から施  
行することとなっております。

本案は、御承知のとおり、前国会におきまし  
て、衆議院通過後、本院において審査未了となっ  
たものと同一の内容のものでありまして、前国会  
の本委員会におきましては、公聴会及び連合審査  
会を開くほか、委員派遣による地方公聴会の開会  
及び現地調査など、慎重な審査を行いました。

今国会の本委員会におきましては、今後の国鉄  
財政再建の方向とその達成の見通し、本法による  
運賃改定の限度、総合交通体系の確立、構造的欠  
損に対する措置、財政法と本法との関係、その他  
国鉄運営に関する各般の諸問題について質疑が行  
われましたが、その詳細は会議録によって御承知  
願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本  
社会党日黒委員、公明党田代委員及び日本共産党  
内藤委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国  
民会議高平委員及び民社党柳沢委員よりそれぞれ  
賛成する旨の意見が述べられ、採決の結果、本案  
は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定  
いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) 国有鉄道運賃法及び日本国有  
鉄道法の一部を改正する法律案に対し、討論の通  
告がございます。順次発言を許します。日黒今朝  
次郎君。

〔日黒今朝次郎君登壇、拍手〕

○日黒今朝次郎君 私は、日本社会党を代表し  
て、ただいま議題となりました国有鉄道運賃法及  
び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につ  
きまして、これに反対する立場から討論をいたし  
ます。

国鉄は、昭和三十九年国鉄財政が赤字に転じて

以来今日まで十四年、この間三回にわたるいわ  
ゆる再建計画が実施されましたが、ほとんど失敗  
し、さらに昨年末には国鉄再建対策要綱を閣議で  
決定し、五〇％の大幅運賃値上げと、財政面では  
特定債務整理特別勘定を新設、二兆五千四億をた  
な上げたにもかかわらず、昭和五十一年度の決  
算では赤字額が当初予定の二倍にも及ぶ九千四百  
十一億円になり、まさに破局状態であります。今  
日でも一日の収入が七十一億、支出が九十一億、  
そのうち人件費が五十二億、物件費が十七億、借  
金の利子が何と十一億となつて、毎日二十億円の  
赤字が累積しているのであります。

このことは、今日まで政府及び国鉄当局が国鉄  
再建の三本柱としてきた、合理化による国鉄の経  
営努力、大幅運賃値上げ、国の小幡助成という方  
式が限界であり、国の責任と分担で根本的にこの  
対策を見直す必要があることを事実をもって示し  
ていると思ひます。

私は、予算委員会及び運輸委員会の討議を通じ  
て、今日の国鉄経営のガンである五兆四千五百八  
十二億円に及ぶ過去債務は国の政策として進めら  
れた構造赤字であり、政府はその処理について全  
面的な責任をとるべきだと追及してまいりまし  
た。これに対して、政府は、政治的責任は認めな  
がらも、それに対応する政策となりまして、従来  
のいわゆる再建三本柱に固執していることは、結  
果的には政治責任を放棄した姿勢と断ぜざるを得  
ません。これが反対する基本的な理由でありま  
す。

第二は、赤字ローカル線に対する措置のほなほ  
だ不十分な点であります。

昨年の七十八国会において、わが党の主張を一  
部認め、政府は、今年度予算で約二倍強の四百九  
十億の政府助成を計上いたしました。しかし、昭  
和五十一年度監査報告によりますと、ローカル線  
の赤字は二千三百六億円であります。これでは  
ローカル線の経営は成り立ちません。しかし、  
ローカル線は、日鉄法第一条に示されているとお

り、国民の生活確保に不可欠な交通手段であり、  
地域住民の生命線であります。また、今日、政府  
は、三全総の特徴として地方の定住化構想を掲  
げ、この実現を公約しておりますが、この立場か  
ら、ローカル線の維持強化は欠くことのできな  
い政策であります。国鉄営業線の半数を占める  
ローカル線の抜本的対策は、国の政策赤字として  
国の政治の責任で赤字に見合う金額を国の負担と  
して措置をし、かつ、これを法制化して、将来と  
もこれを保証すべきであります。このような措置  
を講じていない法案では国鉄再建はできません  
から、反対いたします。

第三に、現に建設されつつある東北新幹線を含  
む新線建設に対する財政負担と責任区分の問題で  
あります。

現に建設が進められている東北新幹線は、昭和  
四十六年十一月着工時の見込み予算額は八千七百  
億でありましたが、今日の推定では大幅に増加  
し、二兆一千億とされ、これまた大幅な借入金  
の増加になるわけでありまして、また、新幹線以外  
の新線建設は、鉄道建設公団が運輸大臣の命令を受  
け、四十線区のうち現在二十五線区の工事が進め  
られております。建設資金は、総額で四千二百五十  
億、そのうち三千三百十億、全体の七〇％が借金  
であります。これでは、開業してもまた当然赤字  
形成になることは論を待ちません。新幹線やロー  
カル線の建設は、国鉄の財政赤字を拡大させる仕  
組みになっております。わが党は、鉄道建設にかか  
る構造赤字の根幹にメスを入れなければ  
国鉄の再建はあり得ないと主張してまいりまし  
た。改めて、国鉄に対する国の責任区分を明確に  
するため、建設は国の資金と責任で措置すべきこ  
とを要求し、これを受け入れない政府の原案に反  
対するものであります。

第四は、日本経済全体における国鉄の位置づけ  
について政府案はきわめてあいまいなものであ  
り、国鉄の安楽死論につながる危険性を抱えてい  
る点であります。

福田総理は、最近再三にわたり、資源有限論と  
エネルギーの省力化を提起しております。資源効  
率を比較いたしますと、鉄道はトラックの三分の  
一、輸送できる量は、鉄道はバスの二倍、航空機  
の十倍であります。公害、交通事故では、自動車  
部門は社会的負担は莫大なものであります。この  
ような観点から見ますと、日本経済における国鉄  
の位置づけは、エネルギーの面からも、社会的負  
担の面からも、また人命尊重の面からも、公害防  
止の面からも、きわめて重要な位置づけにありま  
す。

今回提案された運賃法定緩和法案は、国鉄に  
おけるこのような位置づけをあいまいにし、単に  
当事者能力の付与という美名に隠れて、国の責任  
区分を放棄し、首切り合理化と大幅運賃値上げの  
悪循環により、国民の国鉄離れを促進させ、国鉄  
を縮小再生産方式による経営困難に追い込み、い  
わゆる国鉄の安楽死への傾斜をより一層強めるも  
のであり、絶対に認めるわけにはまいりません。

第五として、国鉄貨物の問題であります。

国鉄貨物は年々衰退の一途をたどり、大幅赤字  
の大きな原因となっております。国鉄貨物の減少  
については種々議論されますが、本当の原因は、  
もうからない物は運ばないという営利至上主義の  
結果、要員の削減、貨物取扱駅の統合廃止と、貨  
物部門は縮小の一途をたどり、一般利用者が利用  
するにはきわめて不便なものにしたことにあるま  
す。いかにして大量輸送を行うかというのではな  
くして、いかにしたら国民から歓迎される貨物輸  
送となるか、また、三全総など国の開発計画と貨  
物輸送を政策的にどう結びつけるかという発想の  
転換こそ、今日の貨物輸送に最も必要な点であり  
ます。

国鉄貨物輸送の国民離れを促進し、国鉄貨物の  
安楽死論に通ずるこの法案には反対であり、一万  
五千人の貨物合理化の撤回を要求するものであり  
ます。

最後に、労使関係について申し上げます。

国鉄の労使関係については幾つかの意見があります。たとえば、ストライキや順法闘争についても大きな批判があることも存じております。しかし、私は、あえて言わせていただければ、いままでも述べた幾つかの国鉄に対する国の政策的欠陥を放置をし、国みずから赤字をつくり出し、何ら根本的な対策を講ずることなく、そのしりぬぐいを国鉄の労使に押しつけ、国鉄当局もまた、そのしりぬぐいをストリートに、国鉄労働者に一方的に首切り合理化を押しつけてきたところに労使紛争の出発点があることを見逃してはなりません。加えて、生産性運動に便乗し、人事権を乱用して組合員の人權を無視し、自殺者まで出るような政治権力を総動員した、いわゆる国鉄マル生を突行し、国鉄労働組合と動力車労働組合に攻撃をかけた、国鉄当局が鉄労という御用組合を育成したこととは世間周知の事実であります。結果的に、国鉄総裁はその罪悪を認め、国労、動労の委員長に謝罪文を出し、引責辞職いたしました。合理化のあり方、労働者のスト権を軸に、労使の協力関係の改善を新しい総裁のもとに始動し、組合側もこれに対応する姿勢で労使対等の関係の確立に努力しているのが現状であります。

しかるに、今法案に係る労使関係の問題の処理については、抽象的に労使の協調を強く要求しているのみであって、問題解決の本質をそらしているものと判断せざるを得ません。わが党は、労使関係の根本的な解決の方途は、第一に、構造的赤字や欠損を政治の責任で全面的な処理を行い、無用な合理化を労使に押しつけないこと、第二には、当事者能力を名実ともに国鉄総裁に付与し、経営責任について、たとえば経営赤字の場合、総裁は責任をとってやめてもらう、そして新しい対応策を明らかにする、第三には、経営の自主権に対応する労働組合のスト権は憲法に基づき保障する、こういう三点が必要であると確信をいたしました。この措置が行われてこそ、初めて真の労使関係が改善され、国鉄経営については、労働組合は

国民の国鉄とするため積極的な行動をとり、国鉄再建はもちろん、交通全体が国民の求める方向に改善され、国民経済全般に対する寄与ができるものと考えます。この本質を回避している国鉄当局の基本姿勢は断じて認めるわけにはまいりません。

○議長(安井謙吉) 目黒君、時間が超過しております。

○目黒今朝次郎君(続) 本問題に対する政府の決断を強く要求するものであります。

また、通学割引など公共負担については、第七十八国会で公約以来、しばしば国会で関係が答弁されておりますが、ほとんど前進いたしておりません。私は、この政治姿勢に強く抗議し、この問題について速やかな実現を要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙吉) 山崎龍男君。

○山崎龍男君 自由民主党・自由国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

国鉄財政は、すでに皆縁御承知のとおり、昭和五十年、五十一年度と二年連続して九千億円を超える赤字を計上し、今年度においても、これに匹敵する赤字が予想されるなど、まことに破局的とも言うべき現状に立ち至っております。国鉄は、過去百年にわたり、わが国内輸送の大動脈として国民生活の向上と国民経済の発展に寄与してまいりましたし、近年においてその独占度は大に低下したとはいえ、なお大輸送機関としての特性に加え、安全性、エネルギー効率等の観点から、将来にわたって相応の役割を果たしていくことが強く期待されているのであります。このように考えますならば、国鉄の再建はいまや一刻の猶予もできない緊急の重要事であり、時期

を失することなく有効かつ適切な施策を強力に展開していかねば悔いを千載に残すことになるのであります。

かかる観点から本法律案を見た場合、その内容は、国鉄自身の経営判断に基づき適時適切な運賃改定ができる仕組みをつくることと、投資対象事業範囲の拡大を図ろうとするものであり、いわば国鉄の自主的経営能力の拡大を目指したものであって、国鉄再建を進めるに当たっての基礎的条件とも言うべき重要な内容であると考えます。

従来、数次にわたる国鉄再建対策が破綻したのには、いろいろな原因があるでしょうが、運賃が法定制であり、適時適切な改定が行い得なかったことも一つの大きな原因であることは、何人も否定できないところであります。現に、四十七年に予定されていた運賃改定が二年半おくれたため、オイルショックによるコスト増を吸収できず、それが昨年の五〇％値上げを誘発し、その結果、いわゆる国鉄離れを生じたことは、だれの目にも明白であります。

国鉄は、いまや他の交通機関との激しい競争裏にさらされております。しかし、このようなときこそ、経済、社会の情勢、需要の動向に対応して、きめ細かい配慮のもとに適時適切な運賃改定を行っていくことが特に重要でありまして、すでに諸外国においては、このような状況に対応して運賃決定の大幅な自由化を行っているところであります。この点につきましては、今回の法案は、運輸大臣の認可を得て国鉄が行うことができる運賃改定の限度を、毎年の物価等の変動に伴う経費の増加見込み額としておりまして、利用者負担にいわば一定のルールを設定しております。これはまことに現実的な考え方でありまして、利用者として十分納得し得るものであると思われまします。しかし、このような運賃改定の仕組みでは、収支の悪化を防ぐことはできても、収支を改善し、再建を達成することは困難であります。そこで、今後国鉄再建を達成するためには、国

鉄の経営努力と国の助成が重要な要素となっていくわけですが、この点については、運輸委員会の審議の過程において、政府、国鉄としても積極的に取り組み、五十三、五十四年度中に国鉄経営を徹底的に分析した上で所要の対策を講ずる旨が明らかにされております。私は、国鉄再建に関する以上のような考え方は、従来の再建対策にはなかつた新しい発想であって、これにより責任の所在が明確になり、必ずや国鉄再建が達成できるものと確信いたしております。

さらに、本法律案は、運賃決定方式の弾力化とあわせて、投資対象事業範囲の拡大をその内容の一つとしておりますが、これにつきましては、国鉄が従来にも増して一層の経営努力をするに当たり、その制約をできるだけ取り除こうとするものであって、国鉄の危機的な経営の現状にかんがみ、当然の措置であると考えます。また、このような道を開くことにより、単に増収を図るだけでなく、国鉄に少しでも企業マインドが芽生えてくれば、それは今後の再建にとって大きなメリットであると考えております。

最後に、今回の法律改正を機に、国鉄労使はその責任を自覚し、一致協力して再建に当たるべきことを強く要望するとともに、政府としても積極的にこれを支援していくよう期待いたしまして、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙吉) 三木忠雄君。

○三木忠雄君 三木忠雄君。(拍手)

○三木忠雄君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。まず、この法案に反対する第一の理由は、国鉄の再建は、いまや運賃値上げによって行うことは不可能であると認識するからであります。国鉄財政の再建が叫ばれてからすでに十年にならんとしております。この間、政府は、昭和四十四

年、四十八年、続いて五十年十二月の日本国有鉄道再建対策と、数回にわたり再建対策を実施してまいりましたが、国鉄財政は悪化の一途をたどるばかりであり、現状はきわめて深刻であり、重大危機に直面しております。これは、政府の再建対策が常に運賃値上げ依存型の対策に終始し、真に国鉄再建につながる根本的対策を実施してこなかったことによるものであり、国鉄をこのような状態に陥れた責任は、挙げて政府にあります。

一方、昨年十一月の五〇％という大幅運賃値上げ後の状況を見ますと、従来の貨物だけにどまらず、旅客にまで国鉄離れの現象を生じ、国鉄の運賃収入は大幅な減収となつて、五十一年度決算では九千四百一十億円という、五十一年度に次ぐ膨大な赤字を出すに至つておるのであります。このことは、交通市場における国鉄の競争力が低下し、運賃値上げを行える状況にないことを示しており、すなわち、国鉄の一方的な運賃値上げによつては国鉄財政の再建が不可能であることを如実に物語つておるのであります。

反対の第二の理由は、このような状況のもとにおきまして、政府に国鉄の再建を図るための確固とした根本的再建対策が確立されていないことである。

国鉄が赤字を解消し、健全な経営に移行するためには、運賃値上げにより国民に負担をさせるといふのではなく、国鉄の構造的欠損あるいは国鉄の能力を超える負担部分について国が責任を持ち、その財政支出の制度化及び強化を図る再建対策が決定され、実施に移されなければならないと思つておられます。にもかかわらず、政府の現行の国鉄再建対策は、今日の国鉄再建の実情に沿わず、すでに破綻を来しております。私は、委員会審議を通じて政府の国鉄再建対策の提示を求めたのでありますが、われわれを納得させる再建対策は何ら示されなかつたのであります。政府が現行の国鉄再建対策を根本的に改め、基本的再建対策が示されない限り、現行の再建対策に基づく本法

案を成立させることは全く無意味であり、本法を先行させることは認めがたいのであります。そして、本法の成立に先立つて政府の新しい国鉄再建対策が国民の前に明らかにされることこそが、国民のコンセンサスを得られるゆえんであると考えられます。

反対の第三の理由は、この法案が成立すれば、運賃値上げに対する歯どめがなくなり、大幅な運賃値上げを毎年連続して行うことが可能になるという点であります。

本法案によりまして、運賃法定主義の緩和という点で、従来国会審議を経て決定された国鉄運賃が、運輸大臣の認可により自由に値上げできることとなるわけでありまして、その場合、運輸大臣が賃率等の認可をしようとするときのアップ率の限度であります。実施年度の経費の増加見込み額を超えない範囲となつておられます。この点について、たとえ五十三年度のアップ率の限度をたざしたところ、政府は、実収率が二六％とし、名目率は即実収率とすると、衆議院で述べられた名目率三七％を否定されました。しかしながら、今日の交通市場の状況からして、実収率を名目率に等しくするなどということが可能であるとは考えられません。また、この措置は、国鉄の累積赤字が解消されるまで続けられることになり、国鉄が、国鉄財政の収支が均衡し、累積赤字が解消する目的は、いかにも見当がつかず、半永久的に続くものと思われまふ。このような大幅な運賃値上げが長期にわたつて可能なことは、運賃値上げが恒常化される以外の何ものでもなく、運賃法定主義の緩和ではなくて、運賃法定制の否定につながるものであります。

以上の諸点から本法案に反対するものであります。国鉄の再建に当たっては、私が審議を通じて明らかにしたように、また、わが党の国鉄再建案が示すように、国鉄の構造的欠損に対する国の強力な助成が必要欠くべからざるものであります。まず、国鉄の構造的赤字の原因となつてい

借入金による設備投資政策をやめ、国の出資で基盤施設の整備を進めることとし、また、過去債務については完全に国が肩がわりをし、国の責任において処理すべきものと考えます。

次に、地方交通線問題についてであります。これも国鉄の構造的欠損の一つであり、運賃値上げや合理化努力によつてその収支を均衡させることは困難であります。政府は五十二年に約五百億円の地方交通線対策を講じておられますが、地方交通線から生ずる赤字は五十一年度決算で約二千三百億円に上つておられます。ナショナルミニマムとして維持運営される地方交通線から生ずる赤字は当然国が負担するよう、国の助成を行うべきであります。

その他、国鉄のいわゆる公共負担五十一年度約六百億円となつておられますが、この公共負担については国の政策実施部門が負担し、さらに貨物輸送問題についても、速やかに解決策を国民の前に示すべきであります。

国鉄の再建には国民の理解と協力が必要であり、これまで繰り返し述べてきたように、国民に負担を強いて国民生活を圧迫する国鉄運賃の値上げでは、国鉄の再建を達成することはできません。政府は本法案を速やかに再検討し、真に国民のための国鉄とする国鉄再建案を策定するよう強く主張して、私の反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(安井謙吉) 柳澤錬造君。

〔柳澤錬造君登壇、拍手〕

○柳澤錬造君 私は、民社党を代表して、国鉄運賃法定制緩和法案に対し、賛成討論を行います。

(拍手)

まず第一に、国鉄再建への認識についてであります。国鉄の現状を見詰めてみましたとき、国鉄を今日のような状態にしてしまったのは、だれの責任なのでしようか。私は、それは国鉄自身でありま

すとともに、政府でもあり、この国会でもあるという認識に立つものであります。その認識に立つてお互いに反省し、再建に取り組み必要を痛感するのであります。いまのような国鉄では、だれがやっても百点満点の再建案をつくることはきわめて困難なことであります。とすれば、満足いく案ができないから反対だといふのではなく、多少の不備はあつても本法案を成立させ、再建の軌道に乗せることが緊急の課題であるとの判断に立つものであります。(拍手)国鉄は、わが国交通体系の柱となるものであります。再建できるかできないかではなく、再建することが至上命題であるとの認識に立つて賛成するものであります。(拍手)

第二としては、運賃値上げをする際のルールが明確になつたことでもあります。

まず、本年度中、すなわち、明年三月三十一日までには運賃値上げのないことが明らかにいたしました。次に、法定主義を緩和したことによつて、私鉄などと同じように、運輸大臣の認可によつて国鉄運賃も決定されることになりましたが、今後の運賃値上げについて、物価変動によるコスト増が上限であつて、それ以下になる可能性はあつても、それ以上には絶対にならないことが明確になりました。このことによつて、従来のような、利用者減を見込んで、その分まで上積みして値上げを決めるようなことは禁じられたのであります。また、値上げを認可するときは、運輸審議会に、学識経験者を初め、労働組合員、家庭の主婦、農民、OL、学生など、利用者の各界各層の代表を参加させた場において十分審議をし、ダブルチェックすることが明らかにされました。これらから、運賃値上げをするときのルールも明確になつたと判断できますので、賛成するのであります。

第三として、本法案の実施に伴つて要望をいたします。



今回の改正によって、国鉄当局には当事者能力が与えられました。国鉄首脳陣は、責任体制を明確にして、企業としてのみずからの努力をするように指導していただきたい。過日の博多における地方公聴会の際にも、長崎県の農業協同組合長は、「ミカンを京浜方面へ輸送するのに、昔は一〇〇%貨車輸送であったのが、いまは二%に落ちてしまっている。その理由は、貨車輸送は遅くて荷が傷むからであって、あえて運賃の高いトラックに輸送を依存している。この京浜に送る三百萬ケースを全部貨車輸送にすれば、それだけで四億七千万円の収入になるではないか。このようになことを直視しないで、国の助成や運賃値上げだけに頼っていてよいのであろうか」と発言されていきました。国鉄当局はこの発言に耳を傾けるべきです。これを機に、国鉄は責任体制を確立し、信賞必罰を明らかにし、生産性向上など、みずからの努力で行える企業努力にも積極的な力を注ぎ、運賃値上げも極力抑えるよう努めていただきたい。

あわせて、政府は、国鉄当局が当事者能力を持つのでありますから、労働組合にも一日も早くスト権を付与し、労働基本権を確立していただきたい。それによって労使対等の労使関係を醸成させ、労使がともに権限と責任を持って話し合いのできる協働体制を確立して、国民の国鉄になることを望みます。さらに加えて、労使は国鉄の現状のために労使一体となって総力を結集して取り組むと国民の前に表明されることを強く希望して、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) 内藤功君。

〔内藤功君登壇、拍手〕

○内藤功君 私は、日本共産党を代表して、本法案に対し、反対の討論を行うものであります。

まず最初に私が指摘しておきたいことは、本来、この短期の臨時国会におきましては、雇用法案など、全会派一致のものに限って処理すべきであるのであります。しかるに、急転直下と申し

ました。本法案も含め、世に対決法案と言われるもの、議事が事前に決められました。私たちが重視いたします問題は、わが党を除くいわゆる公聴会の合意と称するものについてであります。そもそも、本法案と同一内容の法案は前臨時国会では国民の強い反対を受けて廃案に至ったのであります。にもかかわらず、そのわずか十一日後の本臨時国会開会の前日に、全く同一内容の本法案が、国会も始まらないうちから個々の法案の議決することまで決められ、初めから、その成立について、いわゆる合意がなされたのであります。私は、もしこのようなことを二度、三度繰り返すならば、国会を政府提出法案を承認するセレモニーの場に変えることになりかねない。このおそれ指摘せざるを得ないのであります。新聞論調にも非常に明確に見られますように、まさに国会審議そのものの空洞化、翼賛政治に至るおそれというものを指摘しておる点も、私は当然であると思っております。

私は、もう一点、本法案が成立しなければ国鉄職員に対するボーナスの支払い停止を考慮せよ、こういふ言動をした一部勢力に対して強く抗議の意思を表明したいと思っております。年末ボーナスという、勤労者の一番切実な問題につけ込んで、法案反対の氣勢をくじいて成立を図ろうとするやり方は、絶対にフェアなやり方とは思われません。

このようなルールの上に立って、今国会での運輸委員会での質問は、残念ながら、合計各党合わせて、わずか百二十分でありました。問題点が十分解明されぬまま、いま採決されようとしていることは、遺憾のきわみであります。

以下、私は、本法案に反対する理由を申し述べます。

反対理由の第一は、本法案が国鉄再建につながるかどうか、危機を一層深刻にするものであるという点であります。

たび重なる運賃大幅値上げによって、国鉄経営が乗客離れなどの新たな事態に直面しているにもかかわらず、政府は、国鉄再建対策の見直しをいまの時期にすべきであるにもかかわらず、これをなさず、運賃値上げだけは、適時適切という名のもとに、自由自在に、かつ頻りにできる本法案の成立を図ろうとしておるのであります。総裁の答弁でも、これまでよりしばしば値上げをお願いすることになると明言していることからも明らかやうに、本法案は連続運賃値上げの条件づくりにかなりません。これでは、国鉄が一層激しい乗客離れ、あるいは中小の貨物離れによって、ますます深刻な経営危機に落ち込むことは明白であります。いま国鉄にとって必要なことは、このように値上げ第一主義の、いわば自殺行為ではなくて、利用者たる国民の立場に徹した財政と経営の全体にわたる抜本的かつ民主的な再建策を歩むことであると思っております。

わが党は、運賃値上げと膨大な借入金に依存する従来型のやり方を転換して、また、新幹線や大企業貨物中心の輸送網づくりを改めることを内容とする「五つの転換こそ急務」と題する国鉄再建策を運輸委員会各党理事各位にも提示をして、徹底した国鉄再建論議を行うよう要望いたしました。が、残念ながら実行されませんでした。

さて、自民党など三党は、「国鉄再建の基本方向」なるものを法案修正の前提として提起しております。政府もこれに努力すると言っている。しかし、これは、国鉄に採算優先の企業主義的方向を一層露骨に強めて、国民に奉仕する機関としての役割りをないがしろにしようとするものだと思っております。中でも、公的助成の名のもとに地方自治体の負担を強要したり、国鉄運賃にあわせて私鉄や飛行機の料金を引き上げるための総合運賃政策を導入するなどは、国民生活や自治体財政にとって絶対許すことのできない問題であります。

ても緩和あるいは廃止をしようとしておる。このことは、本法案の持つ危険性を一層明らかにしているものであります。このことは、公共料金の全面的な引き上げ、さらに物価の全面的な上昇にこの法案が一つの契機となるという危険を明らかにしていると思っております。

反対理由の第三は、国鉄を利用する国民が、この法案によると、何%の値上げがさるのか、心配であるけれども、全く規定や条文がこの法律にはないのです。値上げの上限の答弁はばらばらであります。

昭和五十一年度決算を基礎にすると、昭和五十三年度で三六%というのが鉄監局長、二六・六%が田村前大臣、そうして、住田局長の答弁より十数%低いというのが加藤六月修正案提案者、わが日本共産党の「赤旗」の試算では四〇%、国鉄総裁は、頭の整理ができてないという。きのう運輸大臣に聞いたところ、新大臣は、自分も国鉄総裁と同様の答弁だとおっしゃる。一体、これは何でありますか。財政法三条には、法律または国会の議決に基づいて国鉄運賃を決めるとあります。これは、国民から金を取るのでありますから、運賃、料金の限度は利用者や国民が一目見てわかるように決めなきゃならぬということでありました。財政法の立案に参画した平井平治氏の「財政法逐条解説」には、「少なくとも、その料金の限度が客観的に判明する程度のものでなければならぬ」と書いてあります。これは、第一には料金の限度を法文上明らかにすることである。しかるに、本法案は料金・運賃の上限も根拠も決めてない。本法案は、どう見ても客観的に運賃・料率が判明する程度に書いてありません。書いてあるのは、経費の上限と、そして収入の見込み額に書いてあるが、運賃・料率の上限は書いてない。これは法律的文に見ても本法案の致命的な欠陥であり、財政法三条、憲法八十三條、八十四條に違反する悪法であり、いかにこれを強行的に通そうとしても、

これはいまの憲法のもとで通らぬ法案だということとを私は指摘したのであります。(拍手)

反対理由の第四は、国鉄経営にはびこる浪費が経費をさらに増加させ、値上げ率の上限を押し上げて、大幅運賃値上げに拍車をかけるという問題です。

昭和四十九年度、昭和五十年年度の二年間に、会計検査院からの指摘だけを見ましても、用途不明な資材の過大購入は約百七十億ございます。また、国鉄の検査を実施しておる検査院の問題については多くは言いませんが、運輸省、国鉄の過剰接待問題、工事手抜きの問題が委員会において指摘をされました。これらの実態の究明と是正こそ緊急の課題であります。また、組織ぐるみの選挙違反事件などに見られる官僚的体質は、いままお依然として存在しております。現在の国鉄に係る法案が適用されることになれば、このような体質が生み出す浪費は、さらに運賃値上げの形で国民にツケとして回ってまいります。このようなことは断じて許すわけにはまいりません。

以上のような理由により、私は本法案に強く反対をするものであります。

最後に、日本共産党は、今国会で示された異常な事態を厳しく批判をし、あくまで議会制民主主義と国会審議を守るとともに、さきにわが党が提起をした国鉄の民主的再建策の実現のために引き続き奮闘努力をすることを強く表明いたしました。私の反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(安井謙君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 次に、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(安井謙君) 日程第三 特定不況業種離職者臨時措置法案

日程第四 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

(いずれも衆議院提出)

日程第五 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長長上田哲君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特定不況業種離職者臨時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十二年十二月七日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 失業の予防(第五条)

第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画(第六条―第八条)

第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置(第九条―第十九条)

第五章 雑則(第二十条・第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて特定不況業種離職者等の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定不況業種」とは、我が国における経済基調の変化、国際経済環境の変化、長期にわたる不況等の経済的状況により、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたる継続することが見込まれ、このため、法令に基づき行為又は国の施策に基づき事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、又は発生するおそれがあると認められる業種で、当該離職者に関しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定するものという。

2 前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、労働大臣は、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

3 この法律において「特定不況業種事業主」とは、特定不況業種に属する事業を行う事業主(当該事業主から特定不況業種に属する事業に関し委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であつて労働省令で定めるものを含む。)をいう。

4 この法律において「特定不況業種離職者」とは、特定不況業種事業主が実施する当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(第十九条を除き、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員とならうとする者を除く。)をいう。

(事業主等の責務)

第三条 特定不況業種事業主は、その雇用する労働者について、配置転換、教育訓練又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十一条の二第一項若しくは第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等の実施その他の必要な措置を講ずることにより、失業の予防に努めるとともに、離職を余儀なくされた場合における再就職の促進を図るため、公共職業安定所と協力して、求人の開拓その他再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定不況業種事業主及びその団体は、当該特定不況業種事業主の雇用する労働者の雇用の安定に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴う労働者の失業を予防するため、事業主に対する必要な援助の措置を講ずるよう努めるとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に努めなければならない。

第二章 失業の予防

第五条 第七条第一項に規定する再就職援助等に関する計画について同条第三項(第八条において準用する場合を含む。)の規定により公共職業安定所長の認定を受けた特定不況業種事業主が雇用保険法第六十一条の二第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等を実施する場合には、政府



は、同条の規定により同条同項の雇用安定事業を行うものとする。

第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画

(職業紹介等に関する計画)

第六条 労働大臣は、労働省令で定める特定不況業種の区分ごとに、次項の資料を勘案して、特定不況業種離職者の再就職を促進するため、職業紹介等に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を作成するに当たっては、特定不況業種に係る事業者団体に対し、労働省令で定めるところにより、当該特定不況業種における労働力の需給見通しに関する資料の提出を求めるものとする。

(再就職援助等に関する計画)

第七条 特定不況業種事業者であつて、当該特定不況業種に係る一の事業所において相当数の労働者について離職及びその他の影響を生ずることとなる労働省令で定める事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、離職者の再就職の援助その他当該労働者の雇用の安定に関する計画(以下「再就職援助等に関する計画」という。)を作成しなければならない。

2 前項の事業者は、再就職援助等に関する計画の作成に当たっては、当該事業所において、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。次項の規定により認定を受けた当該計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の事業者は、再就職援助等に関する計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、当該事業者が実施する事業規模の縮小等に関する資料を添えて、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当

該認定を受けた計画を変更したときも、同様とする。

4 前項の場合において、公共職業安定所長は、再就職援助等に関する計画で定める措置の内容が不適当であると認めるときは、当該計画に係る事業者に対し、その内容の変更を求めることができる。この場合において、当該事業者がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第一項から前項までの規定は、特定不況業種事業者が、当該特定不況業種に係る一の事業所において、一箇月の期間内に、三十人以上の離職者を生ずることとなる事業規模の縮小等を行おうとする場合について準用する。この場合において、第三項中「労働省令で定めるところにより」とあるのは、「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に、労働省令で定めるところにより」と読み替へるものとする。

6 前項において準用する第三項の認定の申請をした特定不況業種事業者は、雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)の規定の適用については、同法第二十一条第一項の離職に係る届出をしたものとみなす。

7 第二条第一項の政令が制定され、又は改正されたことにより新たに特定不況業種が指定された場合において、当該新たに特定不況業種に属することとなつた事業に係る特定不況業種事業者が当該新たに指定された日から起算して一箇月内に第五項に規定する事業規模の縮小等を行おうとするときは、同項の規定の適用については、同項後段中「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に」とあるのは、「その離職者の生ずる日前に遅滞なく」とする。

第八条 特定不況業種事業者のうち、前条第一項

及び第五項の事業者以外の事業者であつて、当該特定不況業種に係る事業所において事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を求めることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置

(職業訓練)

第九条 労働大臣は、特定不況業種離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に關し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

(特定不況業種離職者求職手帳)

第十条 公共職業安定所長は、特定不況業種離職者で次の各号に該当すると認定したものに對し、その者の申請に基づき、特定不況業種離職者求職手帳(以下「求職手帳」という。)を發給する。

- 一 当該離職が第七条第三項(同条第五項及び第八条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。)の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に含まれていないものであること。
二 第七条第三項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に係る事業主に当該離職の日まで一年以上引き続き雇用されていたこと。
三 労働の意思及び能力を有すること。
四 当該離職の日以後において新たに安定した

職業に就いたことがないこと。

2 公共職業安定所長は、やむを得ない理由により特定不況業種事業者が再就職援助等に関する計画について第七条第三項の規定による認定を受けることができなかつたと認めるときは、当該離職の日まで一年以上引き続き当該特定不況業種事業者主として雇用されており、かつ、前項第三号及び第四号に該当すると認定した特定不況業種離職者に対して、その者の申請に基づき、求職手帳を發給することができる。

3 求職手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

4 求職手帳は、公共職業安定所長が、当該求職手帳の發給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとときは、その効力を失う。
一 労働の意思又は能力を有しなくなつたと

二 新たに安定した職業に就いたとき。
三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。
四 偽りその他不正の行為により、第十三条第一項又は第二項の給付金(事業者主に対して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。

6 第一項から前項までに定めるもののほか、求職手帳の發給の申請、發給、返納その他求職手帳に關し必要な事項は、労働省令で定める。(就職指導)

第十一条 公共職業安定所長は、求職手帳の發給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対し、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行うものとする。
2 公共職業安定所長は、手帳所持者に対し、公共職業訓練施設の行方職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事

項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいづれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。

- 一 疾病又は負傷
- 二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接
- 三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設を行う職業訓練の受講
- 四 天災その他やむを得ない理由
- 五 その他労働省令で定める理由

(就職促進指導官)  
第十二条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(給付金の支給等)  
第十三条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

- 一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設を行う職業訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を図るための就職促進手当
  - 二 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費
  - 三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更に要する費用に充てるための移転費
  - 四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの
- 2 都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

- 一 公共職業訓練施設を行う職業訓練又は作業環境に適應させる訓練を受けることを容易にするための訓練手当
- 二 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための職場適応訓練費

3 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に対し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に關し必要な基準は、労働省令で定める。

(給付金の支給を受ける権利の譲渡等の禁止)  
第十四条 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)  
第十五条 租税その他の公課は、第十三条第一項及び第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として課することができない。

(宿舍の確保のための配慮)  
第十六条 国は、手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため、宿舍の貸与その他宿舍の確保に關し特別な配慮をするものとする。

(雇用機会の増大のための措置)  
第十七条 国は、手帳所持者の雇用を促進するため、手帳所持者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成金の支給その他新規の雇用部門の開拓等雇用機会の増大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(雇用保険法の特例)  
第十八条 手帳所持者であつて雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であるもののうち、公共職業安定所長が次の各号に該当すると認められたものであり、かつ、同法第二十二條第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第二十三條第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。)を超える基本手当の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日(雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定により訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終わる日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介による職業に就くこと、第十一条第二項の規定による公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び雇用保険法第二十三條第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の同法同条第二項に規定する受給期間は、当該期間

に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する雇用保険法の規定の適用については、同法第二十八条第一項中「全国延長給付、個別延長給付」とあるのは、「全国延長給付、個別延長給付、特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)第十八條第一項の規定によるものを含む。(以下同じ。)」とする。

(船員保険法の特例)  
第十九条 手帳所持者(特定不況業種離職者で、海運局(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ四第一項に規定する海運局をいう。以下この項において同じ。))の長が、第十条第一項各号に該当すると認定した者及び同条第二項に規定する者に相当する者であると認定した者を含む。附則第二項において同じ。であつて、同法第三十三條ノ三第一項の規定に該当するものうち、公共職業安定所(同法第三十三條ノ四第一項に規定する公共職業安定所をいう。以下この項において同じ。))又は海運局(以下この項において「公共職業安定所等」と総称する。)の長が、次の各号に該当すると認められたものであり、かつ、同法第三十三條ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三條ノ十二ノ二第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。))を超える失業保険金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給を受け終わる日(船員保険法第三十

三条ノ十三から第三十三條ノ十三ノ三までの規定により職業補導延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終る日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと、第十一條第二項の規定による公共職業安定所の長の指示した公共職業訓練等を受けること、同條第三項の規定による就職指導を受けること又は海運局の長の指示した職業の補導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び船員保険法第三十三條ノ十二ノ二第一項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同條第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三條ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第三號)第十九條第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同ジ)及職業補導延長給付」とする。

第五章 雑則

(公共事業についての配慮等)  
第二十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。)を計画実施する国の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。)に対し、特定不況業種離職者の雇入れの促進に

ついて配慮するよう要請することができる。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八號)第二十二條の規定の適用については、同條中「中高年齢失業者等」とあるのは、「中高年齢失業者等(特定不況業種離職者臨時措置法に定める特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者を含む。)」と、同條第一項中「特定地域における」とあるのは、「特定地域又は指定地域(特定地域以外の地域であつて、特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第三號)に定める特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者及び中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として労働大臣が指定するものをいう。)」における」と、「当該特定地域」とあるのは、「当該特定地域又は当該指定地域」とする。

(中央職業安定審議会における専門部会の設置)  
第二十一条 中央職業安定審議会に、特定不況業種離職者等に関して講ずる再就職の促進等の措置についての専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。  
(この法律の失効)  
2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関しては、第四章の規定は、なおその効力を有する。

(経過措置)  
3 この法律の施行の日(以下次項までにおいて「施行日」という。)において特定不況業種事業主に該当することとなつた事業主が施行日前に実施した当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い、昭和五十二年十二月一日から施行日

の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者は、この法律の規定の適用については、特定不況業種離職者とみなす。この場合においては、第十条第一項第一号中「第七條第三項(同條第五項及び第八條において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。)」の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画」とあり、同項第二号中「第七條第三項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画」とあるのは、「附則第四項の規定により確認を受けた同項の報告書」と、同條第二項中「再就職援助等に関する計画」とあるのは、「附則第四項の規定による認定」とあるのは、「附則第四項の報告書について同項の規定による確認」とする。

4 前項の規定により特定不況業種離職者とみなされた者に係る特定不況業種事業主は、施行日から起算して一箇月内に、労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該離職者に係る報告書を公共職業安定所長に提出し、その確認を求めることができる。

(労働省設置法の一部改正)  
労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二號)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第八号中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第三號)(第九條の規定を除く。)」に改める。  
第十條の二第六号中「及び港湾労働者」を、「港湾労働者及び特定不況業種離職者」に改める。

第十八條第一項中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む。)」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む。)」及び特定不況業種離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)  
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九號)の一部を次のように改正する。  
別表第一第二十号の九の次に次の一号を加える。  
二十の十 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第三號)

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約四百十億円の見込みである。  
〔審査報告書は都台により追録に掲載〕

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案  
右の本院提出案をここに送付する。  
昭和五十二年十二月七日  
衆議院議長 保利 茂  
参議院議長 安井 謙殿

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法  
(目的)  
第一条 この法律は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の削減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「特定漁業」とは、我が国の漁業者が行う漁業について操業区域、漁獲量等に関し国際協定等により規制が強化されたことに対処するため、緊急に漁船の隻数を削減

することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生するものとして政令で定める業種に係る漁業をいう。

2 この法律において「漁業離職者」とは、特定漁業に従事していた者であつて、前項に規定する国際協定等に対処するために漁業者が実施する漁船の隻数の削減(以下「減船」という。)に伴い離職を余儀なくされたものうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

(職業訓練)

第三条 労働大臣は、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に關し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

(漁業離職者求職手帳)

第四条 公共職業安定所長は、漁業離職者で次の各号に該当すると認定したものに對し、その者の申請に基づき、漁業離職者求職手帳(以下「手帳」という。)を發給する。

- 一 当該離職の日が、当該減船の必要が生じた日として当該特定漁業ごとに労働省令で定める日から、当該減船が実施された日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間(その期間内に離職しなかつたことについて特別の事情があると公共職業安定所長が認めたとときは、その事情がやんだ日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間)にあること。
- 二 当該離職の日まで一年以上引き続き当該減船に係る漁業者の行う特定漁業に従事してい

たこと又はこれに相当するものとして労働省令で定める状態にあつたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において安定した職業に就いたことがないこと。

2 前項第一号の労働省令の制定又は改正に当たつては、労働大臣は、農林大臣の意見を聴かなければならない。

3 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

4 手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の發給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。

一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

四 偽りその他不正の行為により、第七条第一項又は第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。

6 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、手帳の發給の申請、發給、返納その他手帳に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

第五条 公共職業安定所長は、手帳の發給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に對し、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳所持者に對し、公共職業訓練施設への職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日

に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。

- 一 疾病又は負傷
- 二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接
- 三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設への職業訓練の受講
- 四 天災その他やむを得ない理由
- 五 その他労働省令で定める理由

(就職促進指導官)

第六条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(給付金の支給等)

第七条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設への職業訓練を受けるために待期している間に對しての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を図るための就職促進手当

二 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更を要する費用に充てるための移転費

四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對し、

次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業訓練施設への職業訓練又は作業環境に適応させる訓練を受けることを容易にするための訓練手当

二 手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための職場適応訓練費

3 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に對し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に關し必要な基準は、労働省令で定める。

(給付金の支給を受ける権利の譲渡等の禁止)

第八条 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第九条 租税その他の公課は、第七条第一項及び第二項の給付金(事業主に對して支給するものを除く。)を標準として課することができない。

(公共事業についての配慮)

第十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。)を計画実施する国の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。)に對し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

(船員とならうとする者に関する特例等)

第十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第

百三十号)第六條第一項に規定する船員とならうとする漁業離職者については、第三條から第九條までの規定(第四條第一項(第一号及び第二号を除く。))を除く。中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「公共職業訓練施設の行方職業訓練」とあるのは「職業訓練」と、「公共職業安定所」とあるのは「海運局」と、第四條第一項(第一号を除く。))中「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)第三十九條の海運局長をいう。以下同じ。))」と、第七條第一項第二号中「広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費」とあるのは「手帳所持者の知識及び技能の習得を容易にするための技能習得手当」とする。

2 前項に規定する漁業離職者については、第三條第二項、第六條、第七條第二項及び第三項並びに前條の規定は、適用しない。

3 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十三條第一項中他の法令」とあるのは、「國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第号)及びその他の法令」とする。

(船員保険法の特例)

第十二條 手帳所持者であつて船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ三第一項の規定に該当するものうち、公共職業安定所(同法第三十三條ノ四第一項に規定する公共職業安定所をいう。))又は海運局(同法第三十三條ノ四第一項に規定する海運局をいう。))以下に於いて「公共職業安定所等」と総称する。の長が次の各号に該当すると認められたものであり、かつ、同法第三十三條ノ二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三條ノ二第二項第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の

失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。))を超える失業保険金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給を受け終わる日(船員保険法第三十三條ノ三から第三十三條ノ三ノ三までの規定により職業補導延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終わる日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと、第五條第二項の規定による公共職業安定所等の長の指示した職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び船員保険法第三十三條ノ二第二項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三條ノ三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第号)第十二條第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同じ。))及職

業補導延長給付」とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関しては、なおその効力を有する。

(労働省設置法の一部改正)

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第八号中「炭鉱離職者臨時措置法(第五條及び第三章の規定を除く。))を「炭鉱離職者臨時措置法(第五條及び第三章の規定を除く。))、國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第号)(第三條の規定を除く。))に改める。

第十條の二第六号中「炭鉱離職者」を「炭鉱離職者、漁業離職者」に改める。

第十八條第一項中「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。))を「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。))、國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

(これに基づく命令を含む。))に改める。

(健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案)

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

(健康保険法の一部改正)

第一條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項の表中

第三六級 三三〇、〇〇〇円一〇、六七〇円三三〇、〇〇〇円以上

を

(これに基づく命令を含む。))に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

4 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第号)

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約七十五億円の見込みである。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十二年十二月七日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和五十二年十二月九日 参議院會議録第二号

特定不況業種離職者臨時措置法案外二件

三三



第三六級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三七級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三八級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三九級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	

改める。

第八条中「報酬等」を「報酬(附則第二條第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム第九條第一項、第八十七條第一号及第八十八條ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ)等」に改める。

第十一条第一項ただし書中「第七十九條ノ二」の下に「(附則第五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第四十三條ノ八第一項第一号中「二百円」を「七百円」に改め、同項第二号中「六十円」を「二百円」に、「三十円」を「百円」に改める。

第四十七條第一項中「六月」を「一年六月」に改め、同條第二項を削る。

第八十七條第四号中「第七十七條本文」の下に「(附則第五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

附則を附則第一条とし、同條の次に次の四條を加える。

第二条 本法ニ依ル健康保険制度ニ付テハ其ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第...号)ノ施行後三年ヲ目途トシテ必要ナル措置ヲ講ゼラルモノトス

第三条 政府ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルル迄ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一條乃至第七十二條及第七十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ徴取スル保険料ノ外本條、次條及附則第五條ノ規定ニ依リ

特別保険料ノ額ハ被保険者(第二十條ノ規定ニ依ル被保険者及第七十一條ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徴取セラレザル被保険者ヲ除ク)ガ賞与等(第二條第一項ニ規定スル賞金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月ニ付其ノ額(其ノ額ニ百円未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ)ニ千分ノ二十ヲ乗ジテ得タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二條第二項ノ規定ヲ準用ス  
第七十二條本文ノ規定ハ特別保険料ニ付テ準用ス 但シ被保険者ガ負担スベキ特別保険料ノ額ニ付テハ当分ノ間其ノ五分ノ二ヲ免除ス  
同條ハ前項但書ノ規定ニ依リ免除セラレタル特別保険料ノ額ニ相当スル額ヲ補助ス

第三条 事業主ハ被保険者ニ対シ金銭ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ特別

別保険料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得  
第七十八條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四条 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルル迄ノ間第七十一條乃至第七十二條、第七十五條、第七十五條ノ二及第七十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ徴取スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ附則第三條第一項及第二項並ニ前條ノ規定ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徴取スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ附則第二條第二項中千分ノ二十トアルハ千分ノ二十ノ範圍内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス  
第七十二條本文及第七十五條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ特別保険料ニ付テ準用ス

第五條 第七十七條本文、第七十九條第一項但書ヲ除ク及第七十九條ノ二ノ規定ハ附則第二條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ特別保険料ニ付テ準用ス  
(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項の表中	第三五級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上
	第三五級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上
	第三六級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円未満
	第三六級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円未満
	第三七級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円未満
	第三七級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上

改める。

第二十八條ノ三第一項中「二百円」を「七百円」に改める。

第二十九條ノ三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ關スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ關シテハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前條ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

(国民健康保険法の一部改正)

第三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十三條に次の一項を加える。  
四 因ハ、前項の補助をする場合において、政令の定めるところにより、組合の財政力を勘案して、その補助の額が療養の給付及び療養費の支給に要する費用の額の百分の四十に相当する額に達するまでの範圍内において、同項の補助の額を増額することができる。

附則

第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十三年一月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く)のうち、昭和五十二年十二月の標準報酬月額が三十二万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が三十三万円未満である者を除く)の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の同法第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

3 この法律の施行の日において現に病院又は診療所に収容されている者が当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に収容されている場合における一部負担金については、この法律による改正後の健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号(同法第四十三条ノ十六第二項において例による場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の前日にこの法律による改正前の健康保険法第四十七条に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十三年四月一日前に行われた療養の給付及び同日前に行われた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国民健康保険組合に対する国の補助については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十六条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第六条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の前条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第四十四条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十八条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

「上田哲君登壇 拍手」

○上田哲君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況業種離職者臨時措置法案は、最近における深刻な雇用失業情勢にかんがみ、特定不況業種離職者等の失業の予防、再就職の促進等について特別の措置を講じようとする大切な法案であります。

その主なる内容は、第一に、国の施策等に基づき事業規模の縮小等がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生する業種を特定不況業種として指定すること、第二に、再就職援助等に関する計画の認定を受けた事業主に対し、雇用安定事業の事業転換等雇用調整事業を行うこと、第三に、特定不況業種離職者求職手帳の所持者に対し、就職促進手当、訓練手当等、各種の給付金を支給するとともに、四十歳以上で一定の要件に該当する者に対する雇用保険法または船員保険法の個別延長給付は、現行の日数に三十日を加え九十日とする

こと、第四に、国は手帳所持者を雇い入れる事業主に対し助成金を支給することなどであり、次に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案は、二百海里問題等、漁業をめぐる国際環境の急激な変化にかんがみ、漁業離職者の再就職の促進等について特別の措置を講じようとするものであります。

その主なる内容は、国際協定の締結等により緊急に漁船の削減を余儀なくされ、これに伴い相当数の離職者が発生する業種を特定漁業として指定するとともに、漁業離職者求職手帳所持者に対し、各種給付金の支給及び四十歳以上の者に対する

る船員保険法の個別延長給付日数の延長など、所要の措置を講じようとするものであります。なお、両案は、衆議院社会労働委員長提出にかかわるものであります。

委員会におきましては、質疑、討論はなく、順次採決の結果、二法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。なお、特定不況業種離職者臨時措置法案に対し、特定不況業種の経済の実情に即応した弾力的指定、就職促進手当等の給付金の早期改善及び中小零細企業に対する本法適用についての行政指導等を内容とする附帯決議を、また、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案に対しては、北洋漁業離職者に対する適用上の配慮、漁業の実態等に即した求職手帳の発給及び各種給付金の支給についての措置を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

次に、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案の主なる内容は、第一に、標準報酬の上限を三十八万円に改定すること、第二に、健康保険に関し、暫定措置として貸与等について一％の特別保険料を徴収することとし、その負担割合を事業主五、被保険者三、国二とすること、第三に、初診時、入院時の一部負担金をそれぞれ六百元、二百円に引き上げること、第四に、傷病手当金の支給期間を一年六月月に延長すること、第五に、国民健康保険組合について国の補助の充実について規定することなどであり、なお、本案は、衆議院において国民健康保険法

の一部改正が行われたことに伴い、題名が「健康保険法等の一部を改正する法律案」に改められるほか、特別保険料の料率及び初診時一部負担金等について修正が行われております。

委員会におきましては、なお多くの問題を残すとしつとも、質疑、討論はなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、保険者間の財政調整の推進、診療報酬のあり方についての検討、薬価基準の引き下げ、保険外負担の改善等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。安恒良一君。

(安恒良一君登壇、拍手)

○安恒良一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について反対の討論を行うものであります。

国民皆保険下の医療は、いつでも、どこでも、だれでもよい医療が受けられることが大原則でなければなりません。しかるに、国民は、現在の医療に対し、非常に深刻な不安と不信を持っています。今日国民が求めているのは、この医療に対する不安と不信の解決であり、単なる保険制度の赤字対策でないことはすでに明白であります。むしろ、それは、営利医療、売薬医療を生み出す保険の抜本的な制度の改革であり、医師及び医療機関の適正配置等における行政責任の明確化であり、さらに、治療中心の医療から予防、治療、リハビリを一貫して行う医療への転換なのであります。この国民的視点に立つたならば、政府原案はもとより、衆議院修正はまるで論ずるに足りない性格のものとして断じないわけにはまいりません。特に私たちが強く指摘してまいりましたことは、第一に、政府管掌健康保険財政の赤字をもた

らす構造的要因について、あるいはまた、点数出新高い方式や薬価基準が生み出す多くのむだについて、政府は全くメスを入れようとしていないこと、第二には、政府は五十三年度から、いわゆる抜本改正に取り組むと言っていますが、その実行を裏づけるものが何もないこと、第三には、ボーナスからも保険料を取るなど、他の社会保険とのバランスをまるで配慮しない場当たり的な対策にすぎないこと、以上の三点であったことは周知のとおりでございます。

しかし、私は、ここで本案に対する反対を強く訴えたいのは、前臨時国会において本院の社会労働委員会の審議を通じて明らかになった重大な事実についてであります。

第一は、国民皆保険になりました昭和三十年代から関係審議会が繰り返し提言をされてまいりました医療供給体制まで含めた抜本的な改革について、ほとんど実行することができなかったことに対し、政府は反省の色もない上、実行できなかったその理由を明らかにすることができなかったこととあります。

たとえば、制度の抜本改正について、すでに昭和四十六年に社会保険審議会及び社会保障制度審議会から総合的な答申が出されたにもかかわらず、その後何回かの保険制度の改正については、単なる赤字対策のみを行い、制度の抜本的な改革については政府は何一つ実行に踏み切ったものはないと言っても過言ではないのが現状であります。また、今日を迎えるまで抜本改正の実行がで

きなかつた理由については、厚生省は関係者の利害や意見が一致しなかつたことを挙げていますが、政府、厚生省は、これを一致させる努力を積極的にどれだけ行ったでしょうか。これまた何一つ行わなかつたと言わざるを得ません。

次に、審議を通じて明らかにされた第二の事実、健康保険財政が赤字となる原因を説明する努力がほとんどゼロであったということとあります。

たとえば、厚生省は、去る三月十七日、衆議院の予算委員会に「現行の診療報酬体系における点数制の矛盾点について」という資料を提出いたしました。これによれば、「出来高払い方式における点数制の問題点として指摘されているのは、次のような事実である」として、次の七点を挙げています。

すなわち、(1) 患者が多くないと医業が成り立たない。(2) 医薬品を多量に投与しないと点数が増加しない。(3) より高価な医薬品を投与しないと点数が増加しない。(4) 反復治療が多い医師の方が名医よりも点数が増加する。(5) 施設の良否の差は点数表に反映されない。(6) 診療時間の長短に応じた点数が認められない。(7) 病名をたくさん列挙しないと点数が増加しない。

ここで紹介されている七項目の矛盾点については、赤字の原因を説明するためにも、あるいはまた、制度の抜本的な改革を準備するためにも、その一つ一つについて実態を調査するとともに、厚生省としての対策を持たなければならぬ重大な問題点であります。にもかかわらず、厚生省は、世間で一般的にこういふ意見もあるということに書いただけだという、全く行政当局としてあるまじき無責任な態度に終始したのであります。

また、たとえば、府県別一人一日当たりの医療費の平均が最高と最低の間に六〇ないし七〇％の相違があり、支払基金における査定率を見ましても、最低と最高の開きは約十五倍という、都道府県別の大変な格差が生じておりますが、その原因について調べたことがあるかといえ、よく承知してないもので、できるだけ早い機会に研究したいなどという答弁しかできなかったのであります。

さらに、今日国民が、日本の医療は薬づけであると言われていることに大きな不安と不信を持っているのでありますが、この問題に対する積極的な解決策についても、薬価調査による薬価基準の引き上げ以外に何らの解決策も示し得なかつたのであります。

でありませう。

私は、結論としまして、一、薬づけと言われるほど薬剤に頼る医療、二、差額ベッド問題、付添看護料の負担の問題、菌科の差額問題等、患者負担は増大し、病気の不安を大きくしていること、三、老後の医療をどう保障するか、以上の三点につきましては、五十二年十一月四日の、医療保険制度の改善方針について答申をいたしました社会保険審議会健康懇話会、今後の医療保険の基盤を左右する問題であり、早期に必要な措置が講じられなければならないと指摘をしておりますのでありますが、政府原案並びに衆議院修正は、これに対して何らの解決策を示すことなく、例によって例のごとく、赤字解消、次に三年間を目途に抜本改正を行いたいとしております。私は、これまでの政府、厚生省の態度からして、残念ながら、このようなことについては信用ができないのであります。私は、まず医療保険制度の抜本改正を行い、その中で赤字対策について解決すべきだと思っております。

以上の観点から、政府原案並びに衆議院修正について強く反対して、私の反対討論を終わりたいと思っております。(拍手)

○議長(安井謙吉) 佐々木満君。

(佐々木満君登壇、拍手)

○佐々木満君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表いたしまして、ただいま議題になつております健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

健康保険制度につきましては、御承知のとおり、昭和四十八年の大改正により、保険給付の大幅な改善と保険財政の健全化を図るための諸施策が講ぜられたのでございますが、その大改正の直後に発生いたしました石油危機を契機とする激しい景気変動に伴いまして、この制度をめぐる情勢は一層の厳しさを加え、その財政はきわめて深

く赤字を拡大しております。この状況を打開するためには、抜本的な改革が必要であります。政府原案は、この抜本的な改革の方向性を示すものであります。特に、医療費の抑制、薬価の引き下げ、診療報酬の適正化、保険料の負担の軽減、医療機関の適正配置等が、抜本的な改革の方向性を示すものであります。政府は、この抜本的な改革の方向性を示す法律案を提出したことは、国民的視点に立つたものであります。政府は、この法律案を速に可決し、抜本的な改革の方向性を示すことにより、国民の健康と生活の安定に貢献することを期すものと決意しております。(拍手)

刻な局面を迎えるに至りました。

一方、今後のわが国社会の発展と国民医療の向上を目指すためには、現在の保険制度の中に、速やかに解決されなければならない基本問題が数多く存在することが、各方面から指摘されておるのであります。これを受けまして、政府におかれましては、将来の社会経済情勢の中における保険給付と費用負担のあり方、その他制度全般について抜本的な検討を加え、わが国医療保険制度を揺るぎのないものとして確立したいと表明をし、さらに厚生大臣は、社会労働委員会におきまして、抜本改正の具体的事項につきまして、その検討開始の時期と実施の時期のめどを示されたのでございますが、まことに時宜を得た措置と存じておりますが、まことに心から敬意を表するものでございます。(拍手)

しかし、現在すでに政府管掌の健康保険を初め、相当数の健康保険組合にありましては、保険財政が極度に窮乏をいたし、このまま放置するならば制度そのものの崩壊すら憂慮される現状であることは皆様よく御存じのところでございます。このような情勢を勘案するならば、今回、政府が制度の抜本改正に先立って法律の一部改正を決議し、国会に提案されたことは、まことにやむを得ないものがあつたと考へるのであります。しかも、苦しい保険財政のやりくりの中にありながら、被保険者の皆さん方が多年要望してまいりました傷病手当金の支給期間の大幅延長につきまして思い切つて踏み切つたことは、被保険者の福祉増進のためにまことに意義が深いものと存じます。しかしながら、現下の厳しい経済状態の中にあつて、企業も従業員も切り詰めた経済生活を余儀なくされておることは事実でございます。衆議院におかれましては、以上のような諸情勢を総合的に勘案の上、政府原案に対して、特別保険料その他の項目について、まことに妥当な修正を施されたのであります。しかも、その中におきまして、被保険者の負担軽減を図るため、新たに

国庫補助の道を開くとともに、懸案でありました国民健康保険組合に対する定率補助を大幅に増加されたのであります。われわれは、このことを高く評価するとともに、これに全面的に賛意を表するものでございます。

健康保険制度は、わが国医療制度の中核的な役割りを果たしているものであり、これが抜本改正は国民ひとしく待ちわびておるものであります。この上は、国会と政府が一体となつて力を合わせ、一日も早く抜本改正が実施されますことを強く念願をいたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) 小平芳平君。

〔小平芳平君登壇 拍手〕

○小平芳平君 私は、公明党を代表して、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

本法案に反対する第一の理由は、政府は、健康保険制度そのものにある構造的欠陥に対して何らの対策を講じていなかったからであります。

すでに委員会の審議を通じて主張してきましたように、各種保険制度間の格差、保険外負担、業価基準の改定、人口構造の変化に伴い危機に直面している老人医療のあり方等々、いわゆる医療そのものの問題解決に明確な展望や施策を示されないうまま、しかも、国民の理解と協力を得る努力を怠つて、無理やりに本法案の成立を図ろうとする結果、大衆負担は確かに政府原案より軽減されましたが、医療制度の欠陥が今日のような状態では、財政対策を主とした今回の一部改正案に対して、とうてい賛成することはできないのであります。

去る十一月五日の社会保険審議会の答申でも、前に出された昭和四十六年の抜本改正についての提言がほとんど実現されていない現状に対して政府の反省を強く促すとともに、今回の意見書を含

めて明確な実施計画を策定することを強く要望しております。また、国民の、まず抜本改正をしてから本法案を審議すべきだとの強い意見に対してはも何ら顧みようとせず、去る十一月二十二日の本院社会労働委員会で、政府は来年度以降の医療制度改革の基本計画を発表したのであります。私の質問に対して、当時の厚生大臣は、制度の抜本改訂は本法案の成立が前提となつておるとの考え方に執着しておりました。私は、これは本末転倒であると考えるのであります。すなわち、審議会の意見を尊重して抜本改正案をつくる、それを国会で審議して国民の理解と協力を得る、そこで初めて必要経費を相談する、これこそが本来の姿であると考えるわけでありまして。

反対する第二の理由は、一部負担の引き上げやポナス保険料徴収は、大幅かつ急激な負担増大となり、家計への影響はきわめて多大なのであります。さらに、ポナス保険料徴収は臨時的措置とはいへ、まさに総報酬制度への足がかりともなり、年金制度にも波及すると考えられ、抜本改正前にこのような安易な勤労者負担の増大は絶対に認めるわけにはまいりません。

第三の理由は、一部負担の強化であります。一部負担は、制度そのものに問題があり、「保険あつて保険なし」と言われるような保険外負担を強いられている現状において、負担ばかり強化されることに反対であります。また、一部負担強化によつてもたらされる受診抑制は、医療サイドの面から見れば、軽いときに診療を受けてこそ意味があり、予防、早期治療を目指すこれからの医療のあり方に逆行するものであります。われわれは、一部負担が急激に増加するものでない限り、保険制度に期待する機能から言つて、ある程度の応能負担はやむを得ないと考えますが、本法案には低所得者への配慮が全く欠けていることも強く反対しなければならぬ理由の一つであります。

政府の説明では、このくらいの負担増はやむを得ないと繰り返しますが、実際に払えない方々に對してどう対処いたしますか。

第四の理由は、給付の改善が傷病手当金の支給期間の延長だけであり、手当の算定基準となる標準報酬月額が、低い水準にある方々への配慮がなされていらないことでもあります。もつときめ細かな対策を要求せざるを得ません。さらに、家族給付の改善も抜本改正後にゆだねられ、要するに、今回の政府案は、赤字解消のための財政対策にすぎないことでもあります。

以上の問題点とともに、今日の医療の荒廃は、一制度の財政対策のみでは解決し得ないのであります。すなわち、保険制度の周辺にある問題として、差額ベッド、付添看護料、薬害被害等々、抜本改正にゆだねられている問題は山積しております。

最後に、私が委員会で具体的に指摘した問題点のうち二つだけ取り上げて申し上げたいわけでありまして。

その一つは、高額な付添看護料のかかつている難病の方についてであります。この方は基準看護病院の特例類です。病院側では、一人当たり決まった保険料のほかに看護加算の分まで合計して請求をして、そして病院には看護料の収入があるわけでありまして、この難病の方が過去一年間に支払った付添看護料は、なんと二百四十余万円に上つております。その領収証だけでも束と成つておる。毎月二十万円余りの付添看護料を強いられている。当時の厚生大臣——もういま、やめたか、やめさせられたか、当時の厚生大臣は、それは病院の不正な請求だからすぐやめさせますと答弁していただいたのに、昨日、病院にお見舞いに行つたところ、いまなお月二十万円の看護料がながつておるわけでありまして。「保険あつて保険なし」とは、まさしくこのことではございませんか。

また、次に制がん剤についてです。いま製薬会社では、制がん剤の開発競争が大変です。なぜかと言へば、それだけ制がん剤の開発によつて会社

は莫大な利益を得ているのです。ところが、制がん剤はそれだけでは何の効き目もないわけです。政府も答弁しておりましたが、制がん剤を飲んだところでがんには何の効き目もないと。そういう効き目のない薬に会社が大量に買っていて、そのため保険は赤字になる。そこで政府は保険料を値上げして負担を大衆に要求するという。さらに一方では、多くの業種の健康被害者が発生し、各地で訴訟まで起きていることも周知のとおりであります。これが反対する最大の理由であります。

医療制度の抜本改正に取り組む政府の姿勢を強く要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) 小笠原貞子君。

〔小笠原貞子君登壇、拍手〕

○小笠原貞子君 私は、日本共産党を代表して、健康保険法等改正案に反対の討論を行うものであります。

御承知のように、この法案は、十一月二十五日、ついせんだつて前国会で審議未了、廃案になったばかりのものであります。広範な反対の世論があり、労働者は二波にわたるストライキまで行い、悪法廃案を要求して闘いました。私は、まず廃案になった直後に、この国民の意思を無視して厚かましくも再び提出した自民党政府に強く抗議するものであります。

同時に、廃案になったものが一転修正成立に至った経過、修正成立に手をかけた政党も当然世論の批判を受けなければなりません。十二月六日、わが党を除く各野党幹事長・書記長会談で、まだ国会会期も決まらず、審議も始まらないうちに、健康保険については修正議了するという異常な合意がなされました。

ただいま上田委員長報告で、「なお多くの問題を残しつつも」と言われたとおり、多くの審議すべき問題が残されています。昨日の社会労働委員会では、私の議員としての当然の要求である質疑すらも取り上げようとしない矛盾した態度で、質

疑、討論なしに採決されたものであります。

このように、五党合意を盾に、委員会における私の質疑要求を認めないということは、五党合意なるものを国会審議の上に置き、国民から負託された議員の審議権を軽視するものであって、これこそ議院民主主義を危機に陥れるものではないでしょうか。新聞も、この異常な事態について、翼賛政治になりかねないと言っているではありませんか。わが党は、このような五党合意を糾弾するとともに、この合意に基づく修正成立に断固として反対するものであります。(拍手)

さて、私がこの改正案に反対する第一の理由は、本来、中小企業労働者には何の責任もない保険財政の赤字を労働者の犠牲によって解決しようとする政府の姿勢についてであります。

私が、前国会の本会議並びに委員会質疑で指摘したように、中小企業労働者を対象とする政府管掌健康保険は、もともと構造的な脆弱さを持っている上に、医療費の増大が重なって発生した赤字であります。賃金が低いので保険料収入は少ない、その上受診率は高く、しかも病気が重く、お医者さんにかかる期間が長い、などということが赤字を生む要因になっております。この赤字要因が労働者に何の責任もないものであることは、渡辺前厚生大臣も認められたところであります。したがって、わが党は、労働者に責任のない問題を労働者の犠牲によってのみ処理しようとするのは筋違いであり、当面、国の責任で処置すべきであると主張し続けてまいりました。

反対の第二の理由は、この改正案では結局財政対策にもならず、中小企業とその労働者に負担増を強いるだけのものになるからであります。

今回の措置が当面財政対策にも値しないということは、前厚生大臣が、来年度また保険料引き上げの弾力条項を発動して保険料を引き上げざるを得ないということをご否定できなかったことに、みごとにあらわれております。これはまた、自民党政府の相互扶助、自己責任政策の破綻を示すもので

あります。

また、本改正案が、特に低い所得者にとつてだけ打撃を与えることになるかは、前国会の質疑を通じて鮮明になっております。わずかなポータスから取る特別保険料は、三年間取り続けられます。その上、入院時一部負担の引き上げ、これに加えて差額ベッドや膨大な付添料、それらの保険外負担が重なり、低所得者にはきわめて厳しいものとなります。特に私が強い怒りを覚えるのは、初診時一部負担の大幅引き上げについてであります。所得の低い人ほど病気になるやすい、高額所得者の二、三倍もお医者さんにかかっていることは統計上もはっきり出ております。日経連会長の櫻田武氏が会長である大蔵省の財政制度審議会が、「受診の抑制」と露骨に提案しているように、初診時負担の大幅引き上げが国民の受診抑制につながることは明らかではありませんか。お金のあふる者は十分な医療を受けられるが、お金のない人はお医者さんにも行きにくくなる、これが自民党政府の医療保険政策の実態であります。お金のない人は受診の機会すら制限されるような改悪を私は断じて認めることはできません。

反対の第三の理由は、薬価にどうメスを入れ、保険財政上のむだをどうなくすかの政策が全然ないからであります。

わが党は、去る十一月二十一日、政府管掌健康保険の五つの問題と五つの対策という案を発表し、その中で、独占薬価の引き下げを財政問題解決の第一に挙げております。薬価を二割引き下げれば約一千二百億円の健康保険支出を減らすことができるのです。製薬大企業は、医療保険制度に寄生して、大もうけ——この不況の中でも、大もうけをしています。渡辺前厚生大臣も、現在の薬価基準が原価を反映していないことは事実であると認めているが、薬価についても真剣に真のメスを入れるという姿勢が見られないのであります。

反対の第四の理由は、医療保険制度の抜本的解決の展望がないことであります。

本改正案が財政対策にもならないことは先ほど指摘したとおりであります。さきに述べたわが党の五つの対策の中で、わが党は、いまこのように当面を糊塗する赤字対策ではなく、医療保険制度全体の抜本改正を行うべきだと主張して、いまが、その方向は、保険制度を労働者健康保険と国民健康保険の二本立てにし、中小企業には配慮しつつ、国と資本家の負担をふやして給付内容を充実することを基本としております。厚生省が社会労働委員会に示した抜本改正の方向は、わずかにかりの給付改善と引きかえに高負担を相変わらず強いるものであり、国民の期待する抜本改正に値しないことは明らかであります。

以上が本法案に反対する主な理由であります。私は、先ほど指摘した諸点を政府が今後の施策に生かすよう強く要求するとともに、かかる悪法成立に当たって、審議が尽くされていないことをみずから認めながら、五党合意を理由に質疑すらも認めず採決に持ち込んだことの不当性、これを再び強く批判し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) 柄谷道一君。

〔柄谷道一君登壇、拍手〕

○柄谷道一君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

いまさら言うまでもなく、医療保険制度の抜本改正の声が上がってから久しいものが、社会保険審議会並びに社会保障制度審議会は、それぞれ昭和四十六年秋、具体的な抜本的改革案を政府に対して答申し、本院においても、政府に抜本改正を要求する委員会決議がしばしば行われてきたところであります。これらは、わが国医療保険制度の財政的行き詰まりは、昭和三十六年の皆保険体制の達成に際して、これに即応した医療の供給体制を主軸とする各種の条件整備が行われてい

ないことと、



いこと、また、環境の変化がもたらす国民の健康破壊、疾病構造の変化、人口老化等の現象に対する国の適切な施策が欠如していたことに起因することを鋭く指摘し、医療保険制度の前提となる諸条件の改革を早急に実現させながら、これと連動して保険制度の改正を行い、長期に安定した保険財政を確保することこそ社会的要請であり、政府が勇気をもって改革を促進すべきことを強く求めたものであります。

しかるに、歴代自民党政府は、自来六年余りにわたり、見るべき改善を行うことなく、無為無策、安易な財政政策にのみ終始し、今回もまたその姿勢を踏襲して、改正法案を国会に提案してきたのであります。医療保障制度に対する定見と改革への決断を欠き、保険財政の危機を招き、これを国民の負担増に転嫁しようとする政府の政治姿勢に対し、私は憤りをもって政府に厳しい反省を求めたものであります。

しかし、反面、その責任が政府にあることは明らかであるにせよ、当面何らの緊急財政対策を講じなければ累積赤字が増大し、それが保険制度の危機に発展し、適正な医療費引き上げの遅延が医療の荒廃や保険外負担の改善にも支障を与えるという一面の現実を無視すべきでないことは当然であります。このため、わが党は、前提条件を含む医療保険制度改革に関する政府の基本的考え方を明らかにし、これを実現するための立法と実施の時期を明確にすること、抜本改正の方向と時期が明らかになればその立案を政府にゆだねる受け身の姿勢ではなく、社会労働委員会の中に小委員会を設け、与野党が抜本改正の作案に参加し、早急にその実現を期すこと、以上の二点を基本として、現実的緊急財政対策は、不合理な特別保険料徴収の回数を限定し、政府案に対しては、国民の負担を軽減するため、可能な限り修正を加えて議することこそ現実的な改善の対応策であり、抜本改正の早期実現を図る道であることを、第八十二臨時国会で一貫して主張し続けてきたのであり

ます。しかるに、絶対反対、廃案を唱える一部野党と、これに反動的に対応した与党によって審議未了、廢案となり、不況下の民間産業労働者が強くその成立を期待した離職者対策三法すら、そのあおりで成立ができなくなりました。

その後、わずか二週間を経た今日、現実的対応策をとろうとする声が強まり、わが党が主張した方向でいま採決が行われようとしております。何のための硬直的な反対姿勢であったのか、何のための反動的な反対姿勢であったのか、私には、こうした国会運営に大きな疑問を感じますとともに、全党が深く前臨時国会の終盤を反省し、これを改め、ことごとくしては、抜本改正の道は遠く、国民に押し与えた政治への不信感を取り除くことはできないことを強調したのであります。

私は、以上のことを訴えつつ、具体的な反対理由を明らかにいたします。

その第一は、今回の改正は、これまで政府管掌健康と組合健康の間に存在した給付面での実質的な不公平に対し、保険料負担方式の相違をもたらす、負担面でも一段と不公平を拡大するものであって、いかに当面の緊急財政対策とはいえ、社会保障の中の重要な制度としての健康保険制度の本来的な意義に照らせば、まさに逆行した改正と言ふべきであるということであり、特に、社会保険審議会では反対意見が多数であったこと、また、社会保障制度審議会でも、にわかに容認できないとされた特別保険料制をあえて取り入れた政府の態度には、民主政治の立場から、大きな疑問を持たざるを得ないのであります。

第二は、その特別保険料の徴収期間についてであります。

本院社労委員会において、渡辺前厚生大臣は、本人・家族の給付水準の格差是正等を中心とする給付改善、一部負担の適正化、合理化、給付に見合った保険料及び財政基盤に応じた国庫補助による保険財政の安定、保険料負担の基礎となる報酬の合理的見直し等は、いずれも五十三年度に立法

し、五十四年度に実施したいと、文書をもって明らかにされました。とすれば、当然、特別保険料の徴収は五十三年度までとし、鋭意抜本改正の検討及び国会審議を促進して、その徴収を短期間とすべきであります。しかるに、修正案は、前国会の経緯より後退し、本法施行後三年以内に行うことを自途とし、それまでの間徴収を続けることとしております。政府が、前大臣の言明どおり、抜本改正を早めることを強く求めるものであります。が、それにしては、抜本改正の実施をおくらす余地を残す内容については承服することができません。

衆議院段階で修正が行われたとはいえ、以上二点から、私は反対の意を表明し、討論を終るものであります。(拍手)

○議長(安井謙君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。

まず、特定不況業種離職者臨時措置法案及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 次に、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

表決は記名投票をもって行います。本家に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(安井謙君) 投票漏れはございません

か。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(安井謙君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(安井謙君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五票

白色票 二百二十七票

青色票 百八票

よって、本案は可決されました。(拍手)

- 賛成者(白色票)氏名
- |         |        |
|---------|--------|
| 安孫子藤吉君  | 百二十七名  |
| 浅野 拯君   | 青井 政美君 |
| 伊江 朝雄君  | 井上 吉夫君 |
| 石破 二郎君  | 岩動 道行君 |
| 余山英太郎君  | 石本 茂君  |
| 岩崎 純三君  | 稲嶺 一郎君 |
| 植木 光教君  | 上原 正吉君 |
| 衛藤征士郎君  | 江藤 智君  |
| 遠藤 政夫君  | 遠藤 要君  |
| 大島 友治君  | 小澤 太郎君 |
| 大谷藤之助君  | 大藤 淑子君 |
| 長田 裕二君  | 岡田 広君  |
| 梶木 又三君  | 加藤 武徳君 |
| 金井 元彦君  | 片山 正英君 |
| 上條 勝久君  | 金丸 三郎君 |
| 亀長 友義君  | 亀井 久興君 |
| 木村 陸男君  | 河本嘉久蔵君 |
| 久次米健太郎君 | 北 修二君  |
| 熊谷太三郎君  | 楠 正俊君  |
| 源田 実君   | 熊谷 弘君  |
| 古賀雷四郎君  | 小林 国司君 |
| 那 祐一君   | 後藤 正夫君 |
|         | 佐々木 満君 |

昭和五十二年十二月九日 参議院会議録第二号

特定不況業種離職者臨時措置法案外二件 委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

佐藤 信二君	齋藤 三郎君	吉田 実君	有田 一寿君	中尾 辰義君	中野 明君
齋藤 十朗君	坂野 重信君	柿沢 弘治君	野末 陳平君	二宮 文造君	馬場 富君
坂元 親男君	山東 昭子君	円山 雅也君	森田 重郎君	原田 立君	藤原 房雄君
志村 愛子君	嶋崎 均君	河野 謙三君		三木 忠雄君	峯山 昭範君
下条進一郎君	新谷寅三郎君			宮崎 正義君	矢追 秀彦君
菅野 儀作君	鈴木 正一君			矢原 秀男君	渡部 通子君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君			市川 正一君	上田耕一郎君
園田 清充君	田代由紀男君			小笠原貞子君	神谷信之助君
田原 武雄君	高橋 圭三君			河田 賢治君	春服タケ子君
高橋 誉富君	高平 公友君			小巻 敏雄君	佐藤 昭夫君
竹内 深君	玉置 和郎君			下田 京子君	立木 洋君
塚田十一郎君	土屋 義彦君			内藤 功君	橋本 敦君
寺下 岩藏君	戸塚 進也君			宮本 顯治君	安武 洋子君
徳永 正利君	内藤三郎君			山中 郁子君	渡辺 武君
中西 一郎君	中村 啓一君			井上 計君	柄谷 道一君
中村 太郎君	中村 禎二君			木島 則夫君	栗林 卓司君
中山 太郎君	永野 敏雄君			三治 重信君	田淵 哲也君
夏目 忠雄君	鍋島 直昭君			中村 利次君	藤井 恒男君
成相 善十君	西村 尚治君			向井 長年君	柳澤 鍊造君
野呂田芳成君	長谷川 信君			青島 幸男君	市川 房枝君
桑野 章君	初村滝一郎君			喜屋武真榮君	下村 泰君
鳩山威一郎君	林 寛子君			江田 五月君	前島英三郎君
林 道君	林田悠紀夫君				
原 文兵衛君	松前 達郎君				
平井 卓志君	宮之原貞光君				
藤井 裕久君	村田 秀三君				
藤川 一秋君	森下 昭司君				
二木 謙吾君	安恒 良一君				
降矢 敬雄君	山崎 昇君				
堀内 俊夫君	吉田 正雄君				
真鍋 賢二君	阿部 憲一君				
増岡 康治君	和泉 照雄君				
町村 金五君	丸茂 重貞君				
三善 信二君	宮田 輝君				
最上 進君	望月 邦夫君				
森下 泰君	八木 一郎君				
安田 隆明君	山崎 童男君				
山内 一郎君	山本 富雄君				

反対者(青色票氏名)

阿具根 登君	青木 薪次君	百八名
秋山 長造君	穂山 篤君	
案納 勝君	上田 哲君	
小野 明君	大木 正吾君	
大塚 喬君	大森 昭君	
粕谷 照美君	片岡 勝治君	
片山 甚市君	勝又 武一君	
川村 清一君	久保 亘君	
栗原 俊夫君	小柳 勇君	
小山 一平君	佐藤 三吾君	
坂倉 藤吾君	志苦 裕君	
瀬谷 英行君	高杉 勉忠君	
竹田 四郎君	対馬 孝且君	
寺田 熊雄君	戸叶 武君	
野口 忠夫君	野田 哲君	
浜本 万三君	広田 幸一君	
福岡 知之君	藤田 進君	
松前 達郎君	丸谷 金保君	
宮之原貞光君	村沢 牧君	
村田 秀三君	目黒今朝次郎君	
森下 昭司君	矢田部 理君	
安恒 良一君	安永 英雄君	
山崎 昇君	吉田忠三郎君	
吉田 正雄君	和田 静夫君	
阿部 憲一君	相沢 武彦君	
和泉 照雄君	内田 善利君	
丸茂 重貞君	柏原 ヤス君	
宮田 輝君	黒柳 明君	
望月 邦夫君	小平 芳平君	
八木 一郎君	波谷 邦彦君	
山崎 童男君	鈴木 一弘君	
山本 富雄君	多田 省吾君	

○議長(安井謙君) これにて休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後四時二分開議

○議長(安井謙君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

二、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)

三、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)

四、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

五、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

六、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

二、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

三、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員確保に関する法律の一部を改正する法律案(第八十二回国会参第一号)

二、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

二、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査  
決算委員会

一、昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十九年度政府関係機関決算書、昭和四十九年度国有財産増減及び現在額

総計算書

三、昭和四十九年度国有財産無償貸付状況総計算書  
四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件  
沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査  
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査  
公害対策及び環境保全特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査  
交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査  
物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査  
公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査  
科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査  
ロッキード問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する調査  
○議長(安井謙君) ます、内閣委員会において審査中の防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたしま

す。  
両案の委員会審査を閉会中も継続することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、両案の委員会審査を閉会中も継続することに決しました。

○議長(安井謙君) 次に、各委員長要求に係るその他の案件について採決をいたします。  
これらの案件は、いずれも委員会の審査または調査を閉会中も継続することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも委員会の審査または調査を閉会中も継続することに決しました。  
これにて散会いたします。  
午後四時四分散会

出席者は左のとおり。  
議長 安井 謙君  
副議長 加瀬 完君

- |    |        |        |
|----|--------|--------|
| 議員 | 大田 淳夫君 | 馬場 富君  |
|    | 和泉 照雄君 | 矢原 秀男君 |
|    | 渡部 通子君 | 藤原 房雄君 |
|    | 桑名 義治君 | 相沢 武彦君 |
|    | 井上 計君  | 中野 明君  |
|    | 内田 善利君 | 塩出 啓典君 |
|    | 柳澤 鍊造君 | 柄谷 道一君 |
|    | 衛藤征士郎君 | 三木 忠雄君 |
|    | 峯山 昭範君 | 上林繁次郎君 |
|    | 阿部 憲一君 | 和田 春生君 |
|    | 三治 重信君 | 岩崎 純三君 |
|    | 伊江 朝雄君 | 原田 立君  |

- |        |        |         |        |
|--------|--------|---------|--------|
| 矢追 秀彦君 | 田代富士男君 | 上條 勝久君  | 初村滝一郎君 |
| 黒柳 明君  | 栗林 卓司君 | 山本 富雄君  | 三善 信二君 |
| 藤井 恒男君 | 原 文兵衛君 | 真鍋 賢二君  | 増岡 康治君 |
| 松垣徳太郎君 | 鈴木 一弘君 | 堀江 正夫君  | 降矢 敬雄君 |
| 宮崎 正義君 | 渋谷 邦彦君 | 田原 武雄君  | 鈴木 正一君 |
| 柏原 ヤス君 | 木島 則夫君 | 高橋 圭三君  | 高平 公友君 |
| 中村 利次君 | 中村 禎二君 | 竹内 潔君   | 中村 啓一君 |
| 志村 愛子君 | 二宮 文造君 | 遠藤 要君   | 亀井 久興君 |
| 白木義一郎君 | 小平 芳平君 | 坂野 重信君  | 森下 泰君  |
| 多田 省吾君 | 中尾 辰義君 | 望月 邦夫君  | 最上 進君  |
| 田淵 哲也君 | 向井 長年君 | 福岡日出麿君  | 宮田 輝君  |
| 新谷寅三郎君 | 上原 正吉君 | 安田 陰明君  | 細川 護照君 |
| 大石 武一君 | 下村 泰君  | 安孫子藤吉君  | 青井 政美君 |
| 山田 勇君  | 江田 五月君 | 石破 二郎君  | 大島 友治君 |
| 前島英三郎君 | 市川 房枝君 | 岡田 広君   | 植木 光教君 |
| 青島 幸男君 | 喜屋武眞榮君 | 園田 清亮君  | 藤井 丙午君 |
| 田代由紀男君 | 遠藤 政夫君 | 嶋崎 均君   | 稲嶺 一郎君 |
| 金丸 三郎君 | 亀長 友義君 | 山崎 竜男君  | 増田 盛君  |
| 北 修二君  | 下条進一郎君 | 鈴木 省吾君  | 徳永 正利君 |
| 熊谷 弘君  | 浅野 拓君  | 江藤 智君   | 大谷藤之助君 |
| 長谷川 信君 | 後藤 正夫君 | 町村 金五君  | 岩動 道行君 |
| 堀内 俊夫君 | 佐々木 満君 | 西村 尚治君  | 藤田 正明君 |
| 戸塚 進也君 | 米山英太郎君 | 楠 正俊君   | 玉置 和郎君 |
| 中西 一郎君 | 吉田 実君  | 佐藤 信二君  | 藤川 一秋君 |
| 斎藤 十朗君 | 坂元 親男君 | 降矢 敬義君  | 円山 雅也君 |
| 寺下 岩藏君 | 林 道君   | 有田 一寿君  | 藤井 裕久君 |
| 世耕 政隆君 | 小林 国司君 | 野末 陳平君  | 森田 重郎君 |
| 中山 太郎君 | 古賀智四郎君 | 野呂田芳成君  | 成相 善十君 |
| 河本嘉久藏君 | 金井 元彦君 | 野呂田芳成君  | 林 寛子君  |
| 片山 正英君 | 梶木 又三君 | 高杉 延忠君  | 村沢 牧君  |
| 土屋 義彦君 | 長田 裕二君 | 勝又 武一君  | 鳩山威一郎君 |
| 木村 睦男君 | 八木 一郎君 | 秦野 章君   | 夏目 忠雄君 |
| 塚田十一郎君 | 前田佳都男君 | 永野 慶雄君  | 広田 幸一君 |
| 鍋島 直紹君 | 郡 祐一君  | 志吉 裕君   | 案納 勝君  |
| 源田 実君  | 二木 謙吾君 | 斎藤榮三郎君  | 山東 昭子君 |
| 小澤 太郎君 | 林田悠紀夫君 | 中村 太郎君  | 高橋 善富君 |
| 丸茂 重貞君 | 大鷹 淑子君 | 目黒今朝次郎君 | 片山 甚市君 |
| 平井 卓志君 | 井上 吉夫君 |         | 浜本 万三君 |

昭和五十二年十二月九日 参議院会議録第一号 委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

昭和五十二年十二月九日 参議院會議録第二号 議長の報告事項

労働大臣 藤井 勝志君

議長の報告事項  
一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

井上 計君 補欠 三治 重信君

地方行政委員 成相 善十君 補欠 徳永 正利君

法務委員 宮本 顕治君 補欠 佐藤 昭夫君

大蔵委員 森下 昭司君 補欠 宮本 顕治君

社会労働委員 徳永 正利君 補欠 成相 善十君

農林水産委員 三治 重信君 補欠 井上 計君

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

沖繩及び北方問題に関する特別委員会 委員長 岡田 広君

災害対策特別委員会 委員長 村田 秀三君

公害対策及び環境保全特別委員会 委員長 片岡 勝治君

交通安全対策特別委員会 委員長 小野 明君

物価等対策特別委員会 委員長 斎藤栄三郎君

公職選挙法改正に関する特別委員会 委員長 桑野 肇君

科学技術振興対策特別委員会

委員長 藤原 房雄君

ロッキード問題に関する調査特別委員会 委員長 梶木 又三君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

理事 遠藤 要君 (井上吉夫君の補欠)

理事 藤井 恒男君 (柄谷道一君の補欠)

理事 稲嶺 一郎君

理事 志村 愛子君

理事 対馬 孝且君

理事 相沢 武彦君

理事 遠藤 要君

理事 坂元 親男君

理事 青木 新次君

理事 太田 淳夫君

理事 小巻 敏雄君

理事 久次米健太郎君

理事 原 文兵衛君

理事 粕谷 照美君

理事 小平 芳平君

公職選挙法改正に関する特別委員会

理事 小林 国司君

理事 中西 一郎君

理事 片山 甚市君

理事 多田 省吾君

理事 内藤 功君

理事 源田 実君

理事 望月 邦夫君

理事 森下 昭司君

理事 塩出 啓典君

理事 佐藤 昭夫君

理事 斎藤 十朗君

理事 田原 武雄君

理事 矢田部 理君

理事 峯山 昭範君

理事 神谷信之助君

理事 三治 重信君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

特定不況業種離職者臨時措置法案

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

社会労働委員会に付託

船員の雇用の促進に関する特別措置法案

運輸委員会に付託

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本放送協会昭和五十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(第八十回国会提出)

昭和五十年年度国有財産増減及び現在額総計算書

(第八十回国会提出)

昭和五十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

(第八十回国会提出)

決算委員会に付託

國務大臣  
厚生大臣 小沢 辰男君  
運輸大臣 福永 健司君

赤桐 操君  
久次米健太郎君  
山内 一郎君  
山崎 昇君  
熊谷大三郎君  
内藤三郎君  
齋久保重光君  
安永 英雄君  
坂倉 藤吾君  
下田 京子君  
大森 昭君  
稲山 篤君  
安武 洋子君  
安恒 良一君  
大木 正吾君  
香脱タケ子君  
福岡 知之君  
青木 新次君  
対馬 孝且君  
小笠原貞子君  
大塚 喬君  
寺田 熊雄君  
宮之原貞光君  
立木 洋君  
久保 亘君  
小野 明君  
栗原 俊夫君  
渡辺 武君  
竹田 四郎君  
戸叶 武君  
秋山 長造君  
河田 賢治君  
上田耕一郎君

石本 茂君  
菅野 儀作君  
上田 哲君  
和田 静夫君  
加藤 武徳君  
河野 謙三君  
川村 清一君  
吉田忠三郎君  
佐藤 三吾君  
佐藤 昭夫君  
松前 達郎君  
山中 郁子君  
内藤 功君  
吉田 正雄君  
丸谷 金保君  
小巻 敏雄君  
森下 昭司君  
野田 哲君  
粕谷 照美君  
神谷信之助君  
小山 一平君  
片岡 勝治君  
小谷 守君  
橋本 敏君  
村田 秀三君  
野口 忠夫君  
市川 正一君  
阿具根 登君  
瀬谷 英行君  
小柳 勇君  
藤田 進君  
宮本 顕治君

藤井 勝志君  
藤原 房雄君  
梶木 又三君  
遠藤 要君  
藤井 恒男君  
稲嶺 一郎君  
志村 愛子君  
対馬 孝且君  
相沢 武彦君  
遠藤 要君  
坂元 親男君  
青木 新次君  
太田 淳夫君  
小巻 敏雄君  
久次米健太郎君  
原 文兵衛君  
粕谷 照美君  
小平 芳平君  
中村 太郎君  
宮田 輝君  
安恒 良一君  
阿部 憲一君  
田淵 哲也君  
山東 昭子君  
西村 尚治君  
福岡 知之君  
渋谷 邦彦君  
木島 則夫君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

特定不況業種離職者臨時措置法案(社会労働委員提出)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(社会労働委員提出)

船員の雇用の促進に関する特別措置法案(運輸委員提出)

同日本院は、第八十三回国会の会期を四日間と議決し、その旨衆議院及び内閣に通知した。

同日衆議院から、同院は第八十三回国会の会期を四日間と議決した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣官房副長官 森 喜朗君

同 道正 邦彦君

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 清水 汪君

内閣官房内閣調査室長 下稻葉耕吉君

内閣法制局長官 真田 秀夫君

内閣法制次長 角田礼次郎君

内閣法制局長官 工藤 敦夫君

内閣法制局第一部長 茂申 俊君

内閣法制局第二部長 味村 治君

内閣法制局第三部長 前田 正道君

内閣法制局第四部長 別府 正夫君

国防会議事務局局長 久保 卓也君

人事院事務総局任用局長 今村 久明君

人事院事務総局給与局長 角野幸三郎君

人事院事務総局職員局長 金井 八郎君

総理府総務副長官 越智 通雄君

同 秋山 進君

内閣総理大臣官房 室城 庸之君

交通安全対策室長 島村 史郎君

内閣総理大臣官房広報室長 藤井 良二君

兼内閣官房内閣広報室長 川村 皓章君

内閣総理大臣官房管理室長 秋富 公正君

総理府賞勲局長 菅野 弘夫君

総理府人事局長 吉岡 邦夫君

総理府統計局長 竹内 嘉巳君

総理府統計局長 松浦泰次郎君

社会保障制度審議会事務局局長 田中 金次君

青少年対策本部次長 橋口 收君

日本学術会議事務局局長 戸田 嘉徳君

公正取引委員会委員長 長谷川 古君

公正取引委員会事務局局長 野上 正人君

公正取引委員会事務局取引部長 浅沼清太郎君

公正取引委員会事務局取引部長 山田 英雄君

防衛政務次官 竹中 修一君

防衛庁参事官 夏目 晴雄君

同 平井 啓一君

防衛庁長官官房長 番匠 敦彦君

防衛庁長官官房長 竹岡 勝美君

防衛庁人事教育局長 伊藤 圭一君

防衛庁衛生局長 渡邊 伊助君

防衛庁経理局長 野津 聖君

防衛庁装備局長 原 徹君

防衛施設庁総務部長 間淵 直三君

防衛施設庁施設部長 高島 正一君

防衛施設庁労働部長 鋼崎 富司君

防衛施設庁施設部長 高島 正一君

防衛施設庁施設部長 古賀 速雄君

防衛施設庁施設部長 前田治一郎君

防衛施設庁施設部長 高橋 元君

防衛施設庁施設部長 宮崎 勇君

防衛施設庁施設部長 井川 直樹君

防衛施設庁施設部長 藤井 直樹君

防衛施設庁施設部長 喜多村治雄君

防衛施設庁施設部長 岩田 幸基君

防衛施設庁施設部長 上條 勝久君

防衛施設庁施設部長 半澤 治雄君

防衛施設庁施設部長 大澤 弘之君

防衛施設庁施設部長 園山 重道君

防衛施設庁施設部長 杉浦 博君

防衛施設庁施設部長 山野 正登君

防衛施設庁施設部長 牧村 信之君

防衛施設庁施設部長 大鷹 淑子君

防衛施設庁施設部長 金子 太郎君

防衛施設庁施設部長 信澤 清君

防衛施設庁施設部長 出原 孝夫君

防衛施設庁施設部長 橋本 道夫君

防衛施設庁施設部長 二瓶 博君

防衛施設庁施設部長 佐藤 信二君

防衛施設庁施設部長 龜谷 禮次君

防衛施設庁施設部長 美野輪俊三君

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長



国土政務次官	丹羽 久重君	外務省情報文化局長	柳谷 謙介君	文部省体育局長	柳川 覺治君	林野庁長官	藍原 義邦君
国土庁長官官房長	河野 正三君	大藏政務次官	稻村 利幸君	文部省管理局長	三角 哲生君	林野庁林政部長	小笠原正男君
国土庁計画・調整局長	福島 量一君	同	井上 吉夫君	文化庁長官	犬丸 直君	水産庁長官	岡安 誠君
国土庁土地局長	山岡 一男君	大藏大臣官房長	佐上 武弘君	文化庁次長	吉久 勝美君	水産庁次長	恩田 幸雄君
国土庁水資源局長	飯塚 敏夫君	大藏大臣官房日本専売公社監理官	大槻 章雄君	厚生政務次官	戸井田三郎君	通商産業政務次官	野中 英二君
国土庁大都市圏整備局長	国塚 武平君	大藏省主計局長	長岡 實君	厚生大臣官房長	山下 眞臣君	同	同
国土庁地方振興局長	土屋 佳照君	大藏省主計局次長	松下 康雄君	厚生省公衆衛生局長	松浦十四郎君	通商産業大臣官房長	宮本 四郎君
法務政務次官	青木 正久君	同	山口 光秀君	厚生省環境衛生局長	山中 和君	通商産業省通商政策局長	矢野俊比古君
法務大臣官房長	前田 宏君	同	禿河 徹映君	厚生省医務局長	佐分利輝彦君	通商産業省貿易局長	西山敬次郎君
法務省民事局長	香川 保一君	大藏省主税局長	大倉 眞隆君	厚生省薬務局長	中野 徹雄君	通商産業省立地公署局長	濃野 滋君
法務省刑事局長	伊藤 榮樹君	大藏省関税局長	戸塚 岩夫君	厚生省社会局長	上村 一君	通商産業省基礎産業局長	天谷 直弘君
法務省矯正局長	石原 一彦君	大藏省理財局長	田中 敬君	厚生省児童家庭局長	石野 清治君	通商産業省機械情報産業局長	森山 信吾君
法務省保護局長	常井 善君	大藏省証券局長	山内 宏君	厚生省省年金局長	木暮 保成君	通商産業省生活産業局長	藤原 一郎君
法務省訟務局長	貞家 克己君	大藏省銀行局長	徳田 博美君	厚生省援護局長	河野 義男君	工業技術院長	窪田 雅男君
法務省人権擁護局長	鬼塚賢太郎君	大蔵省国際金融局長	旦 弘昌君	社会保険庁医療保険部長	岡田 達雄君	資源エネルギー庁長官	橋本 利一君
法務省人国管理局長	吉田 長雄君	国税庁長官	磯邊 律男君	社会保険庁年金保険部長	大和田 潔君	資源エネルギー庁次長	大永 勇作君
公安調査庁長官	山室 章君	国税庁次長	谷口 昇君	農林政務次官	今井 勇君	資源エネルギー庁石油部長	古田 徳昌君
公安調査庁次長	鎌田 好夫君	国税庁直税部長	水口 昭君	同	初村滝一郎君	資源エネルギー庁石炭部長	宮本 二郎君
外務政務次官	愛野興一郎君	国税庁間税部長	矢島錦一郎君	農林大臣官房長	澤邊 守君	資源エネルギー庁公益事業部長	服部 典徳君
外務大臣官房長	松永 信雄君	国税庁徴収部長	西野 襄一君	農林省農林経済局長	今村 宣夫君	特許庁長官	熊谷 善二君
外務省アジア局長	中江 要介君	国税庁調査査察部長	藤仲 貞一君	農林省構造改善局長	森 整治君	特許庁特許技監	城下 武文君
外務省アメリカ局長	中島敏次郎君	文部政務次官	近藤 鉄雄君	農林省農蚕園芸局長	堀川 春彦君	特許庁総務部長	勝谷 保君
外務省欧亜局長	宮澤 泰君	文部大臣官房長	宮地 眞一君	農林省畜産局長	大場 敏彦君	特許庁審査第一部長	小林 慶基君
外務省中近東アフリカ局長	加賀美秀夫君	文部省初等中等教育局長	諸澤 正道君	農林省食品流通局長	杉山 克己君	中小企業庁長官	岸田 文武君
外務省経済協力局長	本野 盛幸君	文部省大学局長	佐野文一郎君	農林水産技術会議事務局長	松本 作衛君	中小企業庁次長	児玉 清隆君
外務省条約局長	菊地 清明君	文部省学術国際局長	井内慶次郎君	食糧庁長官	大河原太郎君	中小企業庁企画部長	小松 国男君
外務省国際連合局長	大森 誠一君	文部省社会教育局長	望月哲太郎君	食糧庁次長	戸塚 金郎君		

昭和五十二年十二月九日 参議院會議録第二号 議長の報告事項

中小企業庁指導部長 豊永 惠哉君

中小企業庁小規模企業部長 井村 功君

運輸政務次官 三塚 博君

運輸大臣官房長 山上 孝史君

運輸省海運局長 後藤 茂也君

運輸省船舶局長 謝敷 宗登君

運輸省船員局長 高橋 英雄君

運輸省港湾局長 大久保喜市君

運輸省鉄道監督局長 住田 正二君

運輸省自動車局長 中村 四郎君

運輸省航空局長 高橋 寿夫君

海上保安庁長官 藪村 泰彦君

海上保安庁次長 向井 清君

高等海難審判庁長官 柳沢 厚君

気象庁長官 有住 直介君

気象庁次長 人見 敏正君

郵政政務次官 宮崎 茂一君

郵政大臣官房長 河野 弘君

郵政大臣官房電気通信監理官 江上 貞利君

同 神保 健二君

郵政省郵務局長 神山 文男君

郵政省貯金局長 高仲 優君

郵政省簡易保険局長 佐藤 昭一君

郵政省電波監理局長 平野 正雄君

郵政省人事局長 守住 有信君

郵政省経理局長 浅尾 宏君

労働政務次官 向山 一人君

労働大臣官房長 石井 甲二君

労働省労政局長 北川 俊夫君

労働省労働基準局長 桑原 敬一君

労働省婦人少年局長 森山 真弓君

労働省職業安定局長 細野 正君

労働省職業訓練局長 岩崎 隆造君

建設政務次官 塚田 徹君

建設大臣官房長 栗屋 敏信君

建設省計画局長 大富 宏君

建設省都市局長 小林 幸雄君

建設省河川局長 梅野 康行君

建設省道路局長 浅井新一郎君

建設省住宅局長 救仁郷 斉君

自治政務次官 染谷 誠君

自治大臣官房長 石見 隆三君

自治省行政局長 近藤 隆之君

自治省財政局長 山本 悟君

自治省税務局長 森岡 敬君

消防庁長官 林 忠雄君

消防庁次長 田中 和夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房副長官森喜朗君外二百四十四名(同日議長承認)を第八十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

岩上 妙子君

補欠

下条進一郎君

斎藤栄三郎君

三治 重信君

地方行政委員

辞任

鈴木 正一君

斎藤栄三郎君

法務委員

辞任

佐藤 昭夫君

宮本 顕治君

大蔵委員

辞任

宮本 顕治君

社会労働委員

辞任

福島 茂夫君

農林水産委員

辞任

井上 計君

商工委員

辞任

下条進一郎君

運輸委員

辞任

木村 睦男君

建設委員

辞任

坂野 重信君

増岡 康治君

鈴木 正一君

井上 計君

補欠

宮本 顕治君

補欠

佐藤 昭夫君

補欠

宮本 顕治君

補欠

佐藤 昭夫君

補欠

坂野 重信君

補欠

三治 重信君

補欠

岩上 妙子君

補欠

増岡 康治君

補欠

木村 睦男君

補欠

坂野 重信君

補欠

木村 睦男君

補欠

茂夫君

睦男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

藤井 恒男君

補欠

柄谷 道一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 藤田 正明君 (加藤武徳君の補欠)

商工委員会

理事 大谷藤之助君 (熊谷太三郎君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

船員の雇用の促進に関する特別措置法案可決報告書

特定不況業種離職者臨時措置法案可決報告書

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案可決報告書

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案可決報告書

三五

昭和五十二年十二月九日 参議院會議録第二号 議長の報告事項

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、目的 行政機構、国家公務員制度及び恩給制度等を調査検討し、もつて公務の民主的、かつ能率的運営に資する。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月八日

内閣委員長 塚田 十一郎

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国の防衛に関する調査

一、目的 わが国防衛体制上の諸問題を調査検討し、防衛庁及び自衛隊の運営に資する。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月八日

内閣委員長 塚田 十一郎

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 検察及び裁判の運営等に関する調査

一、目的 法務、検察及び裁判の民主的能率的運営をはかるため、これを推進改善するよう全般的検討を加えるとともに、人権侵犯その他個々の重要な問題について適切な措置を講ずる。

一、方法 政府、関係方面から説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月八日

法務委員長 中尾 辰義

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査

一、目的 教育制度、教育行政、教育財政、文化及び学術等の諸問題をつぶさに調査研究し、教育、文化及び学術の健全なる発展に資する。

一、方法 関係各方面から意見を聴取し、資料を収集し、かつ、必要に応じて実地調査を行う。

う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月八日

文教委員長 吉田 実

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 社会保障制度等に関する調査

一、目的 社会保障、社会福祉及び公衆衛生等に関する諸問題について調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月八日

社会労働委員長 上田 哲

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 労働問題に関する調査

一、目的 雇用失業対策、労働基準、労使関係及び国際労働等現下の労働問題全般について調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月八日

社会労働委員長 上田 哲

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 産業貿易及び経済計画等に関する調査

一、目的 産業貿易、経済計画並びに技術振興等に関する諸問題について調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月八日

商工委員長 楠 正俊

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 運輸事情等に関する調査

一、目的 陸運、海運、航空、観光及び気象業務等の実情を調査し、これらの運営並びに組織等の改善強化に資する。

一、方法 政府及び関係各方面から実情を聴取するとともに資料を収集し、かつ、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月八日

運輸委員長 内田 善利

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 建設事業並びに建設諸計画に関する調査

一、目的 国土計画、都市計画、道路、河川、住宅等建設に関する諸問題について調査研究し、適切な諸施策の樹立に資する。

一、方法 関係官庁、民間諸団体等から計画、実施及び成果等につき、その実態及び意見を聴取するとともに、実地視察、資料の収集等を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月八日

建設委員長 小谷 守

参議院議長 安井 謙殿

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

鈴木 正一君 補欠 斎藤栄三郎君

地方行政委員

辞任

斎藤栄三郎君

徳永 正利君

法務委員

辞任

宮本 顕治君

文教委員

辞任

小巻 敏雄君

社会労働委員

辞任

坂野 重信君

成相 善十君

運輸委員

辞任

増岡 康治君

建設委員

辞任

福島 茂夫君

木村 睦男君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外務委員会

理事 稲嶺 一郎君 (大鷹淑子君の補欠)

理事 鳩山威一郎君 (上條勝久君の補欠)

大蔵委員会

理事 農林水産委員会

農林水産委員会

理事 大島 友治君 (初村滝一郎君の補欠)  
決算委員会  
理事 斎藤 十朗君 (遠藤要君の補欠)  
理事 坂元 親男君 (坂元親男君の補欠)

本日本院は、次の衆議院提案を可決した旨衆議院に通知した。  
船員の雇用の促進に関する特別措置法案  
特定不況業種離職者臨時措置法案  
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提案を可決した旨衆議院に通知した。  
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案  
健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

本日議長は、次の調査承認要求を承認した。  
調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の確立、警察、消防等の問題について調査研究する。  
一、方法 政府、地方公共団体その他関係方面より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月九日

地方行政委員長 金井 元彦

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国際情勢等に関する調査

一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究し、国際情勢の把握につとめる。  
一、方法 関係各方面から説明及び意見を聴取するとともに資料を収集し、かつ、必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月九日  
外務委員長 安孫子藤吉  
参議院議長 安井 謙殿  
調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査

一、目的 税制改正、金融政策の確立、国有財産の管理及び専売事業の適正なる運営等に資する。  
一、方法 関係各方面から意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月九日 参議院會議録第二号 議長の報告事項

昭和五十二年十二月九日

大蔵委員長 嶋崎 均

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

- 一、事件の名称 農林水産政策に関する調査
- 一、目的 農林水産業の振興及び農林漁家経済の安定に関する諸問題について調査研究を行い、適切な諸施策の樹立に資する。
- 一、方法 関係各方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じ実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月九日

農林水産委員長 鈴木 省吾

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

- 一、事件の名称 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
- 一、目的 郵政事業及び電信電話事業並びにラジオ、テレビジョン放送その他電波に関する行政の運営状況を調査し、その適正なる運営に資する。
- 一、方法 関係者から意見を聴取し、資料の収集並びに実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月九日

通信委員長 栗原 俊夫

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

- 一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査
- 一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。
- 一、方法 関係者から説明を聴取し、資料を収集し、また、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月九日

予算委員長 鍋島 直紹

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

- 一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
- 一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理等に関し、特に必要と認められる事項を調査するとともに、全般的検討を行い、決算の審査に資し、ひいては国費の効率的使用に寄与する。
- 一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者等から説明を聴取し、資料を収集し、また必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

四条の三により承認を求めます。

昭和五十二年十二月九日

決算委員長 茜ヶ久保重光

参議院議長 安井 謙殿

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

内閣委員会

- 一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第一号)
- 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)
- 一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

法務委員会

- 一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)
- 一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

文教委員会

- 一、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第八十二回国会参第一号)

決算委員会

- 一、昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十九年度国税収納金整理資金受払計算

書、昭和四十九年度政府関係機関決算書

一、昭和四十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和四十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

- 一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

- 一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

- 一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

- 一、社会保障制度等に関する調査
- 一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会



一、農林水産政策に関する調査  
商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査  
運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査  
通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに  
電波に関する調査  
建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査  
予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査  
決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関  
する調査  
沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する特別委員会  
関する調査  
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査  
公害対策及び環境保全特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査  
交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査  
物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査  
公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査  
ロッキード問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する調査  
本日議員から次の質問主意書が提出された。  
大都市財政の危機打開に関する質問主意書(神  
谷信之助君提出)

本日内閣から次の答弁書を受領した。  
参議院議員塩出啓典君提出(第八十二回国会)一  
般廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書  
参議院議員上田耕一郎君提出(第八十二回国会)  
信濃川河川敷問題に関する質問に対する答弁書  
本日本院は、豪雪地帯対策審議会委員本院議員熊  
谷太三郎君の同審議会委員辞任による補欠として  
左記の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 佐々木 満君  
本日本院は、離島振興対策審議会委員本院議員初  
村滝一郎君の同審議会委員辞任による補欠として  
左記の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 中村 禎二君  
本日本院は、台風常襲地帯対策審議会委員本院議  
員平井卓志君の同審議会委員辞任による補欠とし  
て左記の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 林 道君  
本日議長は、地方制度調査会委員本院議員加藤武

徳君の同調査会委員辞任による補欠として左記の  
者を推薦する旨内閣に通知した。

参議院議員 安田 隆明君  
本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通  
知した。

船員の雇用の促進に関する特別措置法  
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の二部を改  
正する法律  
特定不況業種離職者臨時措置法  
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨  
時措置法  
健康保険法等の一部を改正する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び  
調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣  
に通知した。

内閣委員会  
一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正  
する法律案(閣法第一号)  
二、一般職の職員の給与に関する法律の一部  
を改正する法律案(閣法第四号)  
三、特別職の職員の給与に関する法律の一部  
を改正する法律案(閣法第五号)  
四、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律  
案(閣法第六号)  
五、国家行政組織及び国家公務員制度等に関  
する調査  
六、国の防衛に関する調査

地方行政委員会  
一、地方行政の改革に関する調査  
法務委員会  
一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改  
正する法律案(閣法第七号)  
二、検察官の俸給等に関する法律の一部を改  
正する法律案(閣法第八号)  
三、検察及び裁判の運営等に関する調査  
外務委員会  
一、国際情勢等に関する調査  
大蔵委員会  
一、租税及び金融等に関する調査  
文教委員会  
一、女子教育職員の出産に際しての補助教育  
職員の確保に関する法律の一部を改正する  
法律案(第八十二回国会参第一号)  
二、教育、文化及び学術に関する調査  
社会労働委員会  
一、社会保障制度等に関する調査  
二、労働問題に関する調査  
農林水産委員会  
一、農林水産政策に関する調査  
商工委員会  
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査  
運輸委員会  
一、運輸事情等に関する調査  
通信委員会  
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに

電波に関する調査

建設委員会

- 一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十九年度政府関係機関決算書
- 二、昭和四十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 三、昭和四十九年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

公害対策及び環境保全特別委員会

- 一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会

- 一、交通安全対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

- 一、当面の物価等対策樹立に関する調査
- 二、公職選挙法改正に関する特別委員会
- 三、公職選挙法改正に関する調査
- 四、科学技術振興対策特別委員会
- 五、科学技術振興対策樹立に関する調査
- 六、ロッキード問題に関する調査特別委員会
- 七、ロッキード問題に関する調査

本日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員荒松清十郎君辞職につきその補欠として松永光君を選任した旨の通知書を受領した。

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

- 一、行政機構並びにその運営に関する件
  - 二、恩給及び法制一般に関する件
  - 三、国の防衛に関する件
  - 四、公務員の制度及び給与に関する件
  - 五、栄典に関する件
- 地方行政委員会
- 一、人口急増地域対策等特別措置法案(小川新一郎君外一名提出、第八十回国会衆法第二二二号)
  - 二、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第三二二号)

三、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第四四号)

- 四、地方自治に関する件
- 五、地方財政に関する件
- 六、警察に関する件
- 七、消防に関する件

法務委員会

- 一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会衆法第七六号)
- 二、犯罪被害補償法案(沖本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第二二二号)
- 三、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一三三号)
- 四、政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十回国会衆法第四〇号)
- 五、刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一號)
- 六、裁判所の司法行政に関する件
- 七、法務行政及び検察行政に関する件
- 八、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

- 一、国際情勢に関する件
- 二、有価証券取引税法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一四四号)

二、法人税法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一五号)

- 三、土地増価税法案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一七号)
- 四、銀行法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第四三三号)
- 五、貸金業法案(坂口力君外三名提出、第八十回国会衆法第四九号)
- 六、国の会計に関する件
- 七、税制に関する件
- 八、関税に関する件
- 九、金融に関する件
- 一〇、証券取引に関する件
- 一一、外国為替に関する件
- 一二、国有財産に関する件
- 一三、専売事業に関する件
- 一四、印刷事業に関する件
- 一五、造幣事業に関する件

文教委員会

- 一、文教行政の基本施策に関する件
- 二、学校教育に関する件
- 三、社会教育に関する件
- 四、体育に関する件
- 五、学術研究及び宗教に関する件
- 六、国際文化交流に関する件
- 七、文化財保護に関する件

社会労働委員会

- 一、母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、第八十回国会衆法第四七号)
- 二、原子爆弾被爆者等援護法案(大原亨君外六名提出、第八十二回国会衆法第一号)
- 三、厚生関係の基本施策に関する件
- 四、労働関係の基本施策に関する件
- 五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

- 一、農林水産業の振興に関する件
- 二、農林水産物に関する件
- 三、農林水産業団体に関する件
- 四、農林水産金融に関する件
- 五、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

- 一、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(内閣提出、第八十回国会衆法第三〇号)
- 二、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(中村重光君外九名提出、第八十二回国会衆法第六号)
- 三、小売商業調整特別措置法の一部を改正す

る法律案(橋口隆君外四名提出、第八十二回国会衆法第七号)

- 四、通商産業の基本施策に関する件
- 五、中小企業に関する件
- 六、資源エネルギーに関する件
- 七、特許及び工業技術に関する件
- 八、経済の計画及び総合調整に関する件
- 九、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 一〇、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

- 一、地方陸上交通事業維持整備法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二四号)
- 二、中小民営交通事業者の経営基盤の強化に関する臨時措置法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二五号)
- 三、交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二六号)
- 四、中小民営交通事業金融公庫法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二七号)
- 五、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(内閣提出、第八十二回国会衆法第八号)
- 六、陸運に関する件
- 七、海運に関する件
- 八、航空に関する件
- 九、日本国有鉄道の経営に関する件

一〇、港湾に関する件

- 一、海上保安に関する件
- 二、観光に関する件
- 三、気象に関する件

通信委員会

- 一、通信行政に関する件
- 二、郵政事業に関する件
- 三、郵政監察に関する件
- 四、電気通信に関する件
- 五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

- 一、住宅基本法案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第七号)
- 二、公営住宅法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第八号)
- 三、住宅保障法案(下平正一君外六名提出、第八十回国会衆法第三三三号)
- 四、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第四八号)
- 五、建設行政の基本施策に関する件
- 六、都市計画に関する件
- 七、河川に関する件
- 八、道路に関する件
- 九、住宅に関する件
- 一〇、建築に関する件
- 一一、国土行政の基本施策に関する件

予算委員会

- 一、予算の実施状況に関する件

決算委員会

- 昭和三十五年一般会計歳入歳出決算
- 昭和三十五年特別会計歳入歳出決算
- 一、昭和三十五年国税収納金整理資金受払計算書
- 昭和三十五年度政府関係機関決算書
- 二、昭和三十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 三、昭和三十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 四、歳入歳出の実況に関する件
- 五、国有財産の増減及び現況に関する件
- 六、政府関係機関の経理に関する件
- 七、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
- 八、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

議院運営委員会

- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項
- 災害対策特別委員会
- 一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興対策特別委員会

一、原子力基本法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、第八十回国会閣法第二五号)

二、科学技術振興対策に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件

公害対策並びに環境保全特別委員会

一、環境影響事前評価による開発事業の規制

に関する法律案(土井たか子君外四名提出、第

第八十回国会衆法第三四号)

二、環境影響事前評価による開発事業の規制

に関する法律案(古寺宏君外二名提出、第

八十四回国会衆法第三九号)

三、公害対策並びに環境保全に関する件

物価問題等に関する特別委員会

一、物価問題等に関する件

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する件

ロッキード問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する件

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

〒100 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号